

平成22年（2010年）紀北町12月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成22年12月10日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成22年12月22日（水）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	監査委員	井上 寛
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事務局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志		

会議録署名議員

10番 東 篤布	11番 東 清剛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、町長から今朝の津波注意報に対する報告の申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会の冒頭にお時間をいただきまして、本日未明に発表されました津波注意報に関し、その状況及び対応等につきまして、ご報告をさせていただきます。本日、午前2時20分ごろ、父島の東北東130km付近の近海で、震源の深さ約10km、地震規模はマグニチュード7.4の地震が発生し、小笠原で最大震度4を観測いたしました。この地震により、気象庁は午前2時28分、三重県南部に津波注意報を発表いたしました。本町の到達予想時刻は午前3時50分、高さが50cmという予想でしたが、尾鷲港で第一波が午前4時13分に観測され、津波の高さは軽微で最大波は午前4時36分に10cmが観測されました。本町の対応ですが、午前2時45分に紀北町災害対策本部を設置し、警戒態勢をひきました。住民の皆様への周知でございますが、全国一斉にJ-アラートの更新作業期間中のため、自動放送が不可能でございましたので、沿岸部の皆様には防災行政無線にて津波の注意喚起を行いました。

さらには、沿岸部の警戒として、消防団員、消防署員、町職員により、樋門の作動確認等を行ったほか、沿岸部を中心に巡回にあたりましたが、本日、午前9時現在におきましては、人的、物的ともに被害の報告はございません。なお、津波注意報は午前7時20分に解除され、

同時刻に紀北町災害対策本部を解散いたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で、報告を終わります。

理事者並びに職員の皆さん、早朝よりご苦労さんでした。今後においても町民の安全確保に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

それでは議事を進めます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、定例会において、尾上町長より追加議案の提出がありましたので、本日、各議案の審議終了後、追加議事日程とし、取り扱いすることにいたします。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第 1

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 東 篤布君

11番 東 清剛君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った事件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

皆様、おはようございます。

それでは、先般の本会議におきまして、当総務財政常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告を申し上げます。

付託案件は1件です。議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてであります。所管の各課別に審査をいたしましたので、順を追って審査経過をご報告申し上げます。

まず、最初に、「総務課」所管分について審査をいたしました。委員は委員長以下6委員全員が出席いたしております。総務課は中場総務課長以下6人が出席いたしました。

まず、「総務課」関係分では、出向いたしております三重地方税管理回収機構についての説明を求めています。概要につきましては、県内全域の滞納整理を行う一部事務組合として全29市町が構成団体となって設立されております。職員は県職員から3人、市町の職員が12人で、本町は現在1名を派遣しており、本年22年4月1日から2年間派遣いたしております。

次いで、副町長の官舎につきましての場所、あるいは使用料、家賃ですね。についての質問がございました。これに対して総務課長からは、官舎使用料は月額制で月6万円、入居時に敷金2カ月、礼金1カ月を支払っております。副町長が負担いたします、いわゆる家賃につきましては、基準により1カ月1万5,190円をいただいております。また、先ほどの三重地方税管理回収機構への派遣職員につきましての官舎使用料も月額で1カ月5万3,120円、派遣しております職員の負担金につきましては、基準により1カ月9,430円となっております。

次いで、「財政課」所管分について審査いたしております。堀課長以下5人が出席いたしております。内容については少し詳しくご報告申し上げたいと思います。まず、起債残高、基金残高等につきましての説明がございました。堀課長のほうから起債残高については、補

正予算4号の予算書の31ページにあります。ここをお開きいただきたいと思いますが、31ページです。前年度末の現在高は、起債残高は117億8,930万8,000円です。当該年度、つまり22年度の起債見込額は、今回の補正で1,550万円を減額し、本年度中の起債は18億9,430万円です。

また、この22年度中の元金償還見込額は12億7,293万5,000円となります。したがって、本年度末の起債残高現在高の見込額は124億1,067万3,000円となります。しかし、実際の決算となりますと金額等は変わってくる可能性がございます。

平成17年の合併当初におきましては、起債残高、旧両町から引き継いだものですが146億円ぐらいありまして、それと比較いたしますと21億9,000万円ほどの減となります。各種の基金につきましては、平成21年度の基金残高は26億6,895万4,000円となっております。本年度中の積立額は10億7,761万2,000円でありまして、一方、取り崩した額は7,632万5,000円となります。これらを差し引きますと、本年度末で36億7,024万1,000円となる見込みであるということです。

これに対して質疑がございまして、質疑の主なものは、平成17年度の当初か18年度時点における、現在、平成22年度の起債残高の見込みはどうだったのかと、平成17年度当時の起債残高のシミュレーションにおける現在高と比較して、どのぐらいの差があるかというお尋ねがございました。これに対して課長補佐の答弁でありますけれども、新町建設計画の中では起債の借入の計画はあるけれども、残高についての記載がないと、公債費で返す分と借入をする予定額を差し引きしてまいりますと、毎年の公債費の中から11%から12%が利息分含まれている。11%から12%が利息分で、残りの約88%が元金の返済となることとなります。その元金の5年間分と、借入予定額を差し引きして足し込んでまいりますと、起債の予定額が60億1,230万円を借入する予定だったということになります。そのうち公債費で返済する額が75億6,531万4,000円となりまして、そのうちの先ほど申し上げましたように12%分が利息分ありますので、9億783万円ほどになりますが、差し引きますと66億5,747万7,000円となり、借入予定額を差し引きますと、マイナスの2億4,500万円となり、そのときの見込みと現時点では、ほぼ横ばいか若干減額になる計画になっていたかと思われ。17、18年度当時ですね。△の2億4,500万円ぐらい起債が減るのではないかという見通しを、当時シミュレーションしていたということになります。で、現在、実際の数値とどれぐらいの差が出ているかと、5年前の見込みと現在とどれぐらい差額があるかといいますと、差し引き約19億5,000万円ぐらい見込みより減っているという報告がございました。

これらの口頭説明でしたので、資料提出を求めました。資料によりますと、当時の計画どおりのシミュレーションでまいりますと、143億5,935万6,000円になりますけれども、今回の決算見込み124億1,067万3,000円と比較いたしますと、19億4,868万3,000円が減額になると、つまり起債残高がこのくらいシミュレーションよりも減るという説明でございました。

また、予算書の8ページをご覧いただきたいと思いますが、普通交付税が6億2,566万4,000円追加されておりますけれども、その理由と、当初予算との違いがどこから出ているのかというお尋ねがございました。これに対して財政課長からの説明は、少しこう複雑な
んで読み上げますけれども、平成22年度地方財政計画では、地方税が10.2%ぐらい減少する見込みであったということで、地方交付税の伸びを6.8%増にして、一般歳出の伸びを0.2%増、ほぼ横並びと見込んでいたと、地方財政計画ですね、政府の。しかし、普通交付税は基準財政需要額と、ご承知のとおり基準財政収入額の差額でありますので、本町のように都市部ではないところは収税では大幅減はないと見込みまして、普通交付税と臨時財政対策債の合計額を昨年度当初より0.8%増額し、普通交付税33億円、臨時財政対策債6億9,500万円で、合計39億9,500万円と設定いたしております。

結果的に、本年度の算定結果によりますと、普通交付税は39億2,566万4,000円となりまして、その差は6億2,566万4,000円になります。そのうちの1億2,000万円につきましては、臨時財政対策債が減額されて、本年の交付税で交付されたということであり、実際の差は約5億円となります。

また、昨年度の地域雇用創出推進費として9,054万1,000円が経費算定され、その分を地域づくり事業基金に積み立てた経緯がございます。22年度の地方財政計画におきまして、その経費に相当する臨時財政特例分が、昨年度の約2倍計上されていたことから、約1億7,000万円を見込んで、5,000万円程度の調整分とあわせて2億2,000万円程度留保している。つまり計上せずに留保してあったということですね。ところが、実際の算定では基準財政需要額が単位費用の増額や段階補正の復元、人口急減補正による増額など算定経費につきまして、財政力の弱い市町村に配慮した見直しが政府において行われました。その結果、さらに2億8,000万円程度見込みより増となるそうでもあります。交付税の予算計上につきましては、毎年不確定要素の多いのはご承知のとおりと思いますが、本年度はたまたまその差が結果的に多くなったという説明でございます。近隣の尾鷲市では3億2,000万円が補正予算

で増額されております。

さらに、委員のほうから、来年度の予測についてのお尋ねがございました。担当課の説明では、現時点での情報によりますと、国の交付税の方針として、出口ベースで0.2%減の16兆8,600億円ぐらいと考えておりました、ほぼ横並びということであります。ただ、今年、国勢調査がございまして、今のところまだどのぐらいの人口減になるか把握されておられないので、不確定要素がございまして、また、別枠で設けています雇用関係の約7,500万円につきましても、今年度限りにとらえなければいけないということで、今年の算定額よりも見込みとしては普通交付税は減額が必要ですが、まだ検討中であると、来年度の見通しについてはまだ検討中であるということでございます。

一方、別な委員からは、基金残高の比較につきまして、借金の計画と実質、それとキャッシュフローの意味合いから、どのぐらいあるか比較して判断する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。課のほうからは、新町建設計画では特例債を利用して基金の造成を図るということもあって、毎年2億5,200万円を積み立てることになっております。10年間で25億6,679万6,000円を積み立てることになっており、実質的には5年間で26億円ぐらいが増えたことになりまして、こういう説明でございます。

さらに、別な委員から、当初予算の編成についての要望がございました。地域づくり事業基金について、現在高5,500万円、22年度末で4億4,000万円となり、積極財政で基金を使う方法を考えてはどうかという、ご発言がございました。これに対して課長のほうからは、地域づくり事業については交付税の算定分で、昨年9,500万円、本年度7,500万円積み立てていますので、来年度以降は目的に沿った事業を積極的に検討していきたいという説明がございました。

また、起債の関係で戻りますけれども、合併時の見込みと比べて減っているという説明に対して、今年度からは耐震補強、学校改築、庁舎等の事業もあるので、また増えるのではないかとのお尋ねがございました。これに対して課のほうからは、昨年度と今年度の比較では、過去4年間に比べると大型事業、学校関係ですけれども19億円とかなり膨らんでいると、さらに来年、23年度、24年度につきましても紀北中学校の改築等もあって、起債の借入れは増えてくるという見通しでございます。合併10年後になります平成27年度で比べますと、先ほど申し上げたシミュレーションでは124億円ぐらいになりますけれども、実績等考えますと132億円ぐらいになるのではないかとのお尋ねがございました。

この5年後には起債残高が8億円ぐらい増えるのではないかとのお尋ねに対して、内容の

お尋ねがございました。これに対して、臨時財政対策債を含めて金額が加算されることで、増える要因の1つになっておりますし、事業につきましては、紀北中の改築、それから庁舎、それから生涯学習施設の整備を23年、24年度で実施するということになっております。あとは固定された事業ではなくて平均額で設定していると、見通しを立てていると、こういったもの以外は平均額で加算してあるということでもあります。

その後、起債の種類と交付税の算入率の資料提出を求めるとご発言がございました。課のほうからは、関係資料が提出されまして、主だったものについての内容説明がございました。過疎対策事業債は事業費の100%を充当して70%が交付税に算入されて戻ってくると、合併特例事業債は事業費の95%が充当されて、そのうちの70%が交付税に算入されますと、それから臨時財政対策債は、これはご承知のとおり国の都合で行われるものですから、100%が交付税で算入されますと、こういうこととございます。あともう1つ、災害復旧事業債は事業費の100%充当して95%が交付税で算入されて戻ってくるという説明でございます。平均されると、今の時点で起債の約55%が交付税で算入されて戻ってくるという説明でございます。

以上が、財政課に対する主な質疑でございました。

次に、「企画課」所管分を議題といたしました。川合課長以下3人が出席いたしております。

ケーブルテレビを使った行政放送事業についての現在の1,093万8,000円と、過去の金額の推移についてのお尋ねが最初にごございました。ケーブルテレビにつきましては、平成13年4月1日から旧海山町時代から放送いたしておりますけれども、放送回数などは多少変わっておりますけれども、基本的には変わっていないということとございます。

このケーブルテレビの行政放送に対して、放送中、民間の公告、コマーシャルを取り入れるということは可能かどうかというお尋ねがございました。これに対して企画課のほうからは、過去にも放送事業者と検討したけれども、行政放送、現在は業者に委託いたしておりますので、法的に無理だという結論に達したということとございます。その法的にという内容でありますけれども、著作権法上の問題であります。コマーシャル、公告を入れた場合は著作権がZTV、ケーブルテレビの業者が著作権を持ちますので、町への公告収入はないと、事業者のほうへ、著作権はそちらにありますから、そちらへ入るということとございます。

あと、デジタル化に伴う負担金についてのお尋ねなどがございました。この予算内容につきましては、町内エリアのみに放送されているアナログ放送をデジタル放送に切り替えるた

めの機器の購入予算であるということでございました。

以上、主だった企画課に対する質疑です。

次に、「税務課」所管分について審査をいたしましたけれども、質疑はございませんでした。

引き続き、「危機管理課」所管分を審査いたしました。五味課長以下5人が出席いたしております。

最初に、最近の事故、災害が多発していることから、海上、陸上含めての報告を求めました。これに対して五味課長のほうからは、12月2日に海野地区で突風による災害、住家の一部破損が6世帯、その他空家が2件、小屋が1件の被害を受けて、ほかに漁船の転覆が2件あったと、おそらく竜巻が発生したと思われるが、正式な発表はないということでございます。

火災につきましては、12月5日に紀伊長島区の三戸地区で焚き火が原因で、堤防敷が10aほど延焼、燃えたと、また、11月30日に長島780番地の3で住宅が2棟全焼して、1棟が半焼しております。さらに海難事故につきましては、11月16日にイカ釣りに出ておりました漁船が乗組員が行方不明になって、4日間捜索いたしております。

災害では、10月9日に大雨洪水警報、29日に台風14号による暴風警報の発表があったと、交通事故では11月29日に紀勢自動車道大台町三瀬トンネル内で、出口付近ですね、対向車線の大型トラックがセンターラインを越えて正面衝突し、本町紀伊長島区の住民の3人の方がお亡くなりになったと、また12月8日に紀伊長島区の古里で交通事故がありまして、重症を負っておられます。

この紀勢自動車道における大きな事故につきまして、暫定2車線による対面通行の影響があって、もらい事故のようなことで命を落とされたと、紀勢自動車道、近畿自動車道紀勢線ですが、今後、延伸された場合、同じような対面通行になると思うので、安全面、関係団体への要望等どのように取り組んでいかれる考えかという、ご発言がございました。これに対して課長のほうから、指摘の点につきましては、今後要望する必要があると思いますが、どのような形で要望していけばいいのか検討課題だということでございます。

先ほどの委員が、さらにご発言がございまして、推測であるけれどもという前置きのもとに、紀勢自動車道が対面通行であること、それから政府の方針で、現在、社会実験として一部区間が無料化されておりますけれども、そのため不慣れな車が多くなっている。あるいは大型車両が走行する等、危険な状態が現状ではないのかと、そういうことを踏まえて受益者、

利用者負担も見直しの方向にあるかもしれないと、紀勢自動車道の道路面の幅員が狭く、対面車両の中央線を越えてくることに対して逃げようがないのが現状だと、困難とは思いますが、可能であるなら、少しでも幅員を広げるなどの要望も必要ではないのかというご発言がございました。これに対して課長のほうからは、国土交通省の関係があるので、建設課と協議しながら町長に進言し、要望書等の提出など検討していきたいと答えております。

また最近、表現はそのまま読みますけれども、自分で命を落とされた人の報告は受けているかというご発言がございました。これに対して、赤羽において自殺された方がお一人ございますと、35、36歳の方との報告があったという、詳細については省略いたします。

あと、災害対策費の時間外勤務についての内容説明を求めるとご発言がございました。10月9日の場合、管理職は33人、10月10日に19人、10月30日に6名出勤し、延べ58人出勤したと、ダブりがありますので、実質40人ぐらいであると、午前7時28分に大雨洪水警報が発表されて、警報解除は午後6時51分で、11時間余りの勤務となったと、また10日については午前9時から被害調査を行っております。さらに10月30日は、午前2時36分に暴風警報が発表され、前日の午後7時半から課長含めて3人で危機管理課対応いたしております。暴風警報の解除は30日午後1時5分、そのときに出勤した管理職員の特別勤務手当がありますということです。

以上で、所管各課の関係分の審査を終え、討論、採決に入りました。

反対討論、賛成討論いずれもございませんでした。採決の結果、全員賛成、よって、本議案第66号における総務財政委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

以上で、総務財政委員会の審査結果の報告を終わります。

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

おはようございます。

ただいまより、平成22年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る12月15日、午前9時半から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

陳情第4号 国への意見書提出を求める陳情書（社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書）

陳情第5号 国への意見書提出を求める陳情書（国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書）

の4件の審査であります。

それでは、審査した順序により、審査経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についての当常任委員会関係分の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分の審査を行い、質疑に入り、質疑はありませんでした。

続いて、「福祉保健課」所管分の審査を行い、質疑に入り、身体障害者福祉費で、じん臓機能障害者の交通費の負担金の違いはの質疑に対し、申請月が4月から9月、10月から3月と2回に分けて申請して、支払い時期も2回に分けて支払っています。条件がございまして、人工透析を受けるために月6回以上の通院で、居住区から医療機関までの通院距離が片道5km以上です。通院距離の20km未満と20km以上は補助単価が違い、20km未満の地区は海山区全体と三浦、道瀬地区で、20km以上の地区は海山区全体、道瀬、三浦以外の地区になります。補助単価は自家用車通院の場合は、20km未満が1,500円、20km以上が2,000円です。平成22年4月から変更になりましたので、福祉有償運送と福祉タクシーについては20km未満が5,000円で、20km以上が7,000円という単価に変わっています。対象者の内訳は自家用車の方が20km未満が21人、20km以上が12人、バスの方は20km未満が3名、福祉有償は20km未満が10人、20km以上が3人です。福祉タクシーは20km未満が2人、20km以上が3人の内訳になっています。また21年度のじん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている方の人数は110名で、1級が98名、2級が4名、3級が6名、4級が2名となっていますとの答弁がありました。

予防費は子宮がんワクチン接種の緊急促進臨時特例交付金となっていますが、ワクチン接種の対象者の質疑に対し、今回の国の補正事業に関しましては、中学1年生から高校1年生という対象になっています。当町の人数は来年度の全体の人数で、中学1年生が80名、中学2年生で81名、中学3年生で88名、高校1年生で77名ですとの答弁でありました。

年度年度で新しく入ってくる中学生に対するワクチン接種については、どのように考えていますかの質疑に対し、今回の補正は3月までということで、2回目までは打てますが、3回目は個人負担になると思っておりましたが、昨日、国からの伝達ということで県の会議に行き、以前の国の指針では高1までが対象で、あとの2回が高校2年生になってしまう場合は対象外という説明を受けていましたが、昨日の研修伝達で国の方針も変わり、高校1年生の子が3月までに1回ないし2回受けていれば、高校2年生になっても3回目は補助しますという方針になったということでありましたので、報告させていただきますとの答弁であります。

続いて、民生委員の身体障害者福祉費の福祉予算の4,200万円の中で、障害者介護と訓練給付事業4,218万円についての質疑に対し、これは平成21年度の障害者介護給付等の精算金の返還で、平成21年度の4月から単価の改正と各種加算の追加もあり、平成21年度12月で補正予算を計上させていただきましたが、国への申請時期の精算で、新体系移行に伴う施設入所に対する各種加算や、新規入所予定者も計上していましたが、加算対象者や新規入所予定者がなかったということもあり、その結果として返還金が高くなったということです。

あと、ほかの入所施設への入所者がやきやまファームでは5人から9名に増加し、桃朋園の入所者が1名増加するなど、そういう入所者の増加があるとかなりお金が増え、単価のを増額が見込まれることが、今回の補正の主な理由であります。

続いて、配食サービス事業で、課長は本会議で何人かと聞かれたときに、人員増の数字を答えなかったが、人員把握をしなくても予算をつくるんですか、そういう答弁をこれから気をつけていただきたい。それと車両ガソリンはどのような内訳で、人員がどれだけ増えて、車両ガソリン代がどれぐらいになるのかの質疑に対し、数字については弁当の個数だけはわかっていたんですけど、人数はちょっと頭に入っていなかったもので、今回調べまして、当初では44名おり、今年度の平均利用者を52人と見込んでいます。8名の利用者の増加分での補正増になっています。そして配食人数が増えたため、距離数でガソリン代をみていますが、人数が増えたため、当然ガソリン代もこれだけ増えてきたという見込みですとの答弁のあと。

担当職員より詳細な説明があり、配食サービスについての説明ですが、当初予算の見積もり段階の11月では実利用人数が44人でした。当初は月平均22食の個数でみています。実際は途中で止めたり、始めたりする方もいますので、41.2人の計算で個数としては1万884個の計算でした。金額的には544万2,000円という金額で計上しています。12月の補正では実利

用者が52人で8人増額ですが、月平均22食で計算しますと45.7人の計算になり、1万2,074個で予算計上しています。実利用者数では8人の増加ですが、平均値では4.5人分の増加になります。

また、委託料で車両保険の差額が1万780円のマイナスになっています。配食サービス用の修繕料ですが、予算計上していなかったのも、委託料から流用し、委託料の補正予算を計上しています。その金額59万5,000円と車両保険料の1万780円を差し引きまして、修繕料で12万8,000円を補正していますので、全部で71万2,220円の補正となり、71万3,000円の補正額で計上しています。残りは燃料費の15万4,000円ですが、紀伊長島区の配食車のガソリン代を初めて見込みましたが、実績で金額が上がってきたので、今回の補正予算で計上させてもらったものです。燃料費の当初予算が30万円で、補正額が15万円ということですのでの答弁でありました。

子宮頸がんワクチンの対象者が中学生1、2、3年生、高校1年生と言っていましたが、高校へ行っていない人はどうなるのか。値段は医師会との相談のうえということですが、事実上1回いくらになるのですかの質疑に対し、中学1年生、13歳相当から、高校1年生、16歳相当の女子ということで理解していただきたいと思います。それと医師会の昨日の会議で、接種単価が子宮頸がんワクチンは1万5,939円、ヒブワクチンが8,852円、肺炎球菌ワクチンが1万1,267円ということで、国ではそうやって決まってきましたが、この金額で紀北医師会と今後折衝ということになります。それと高校へ行っていない人というのは、先ほど申しました13歳相当から16歳相当、今後、文書を個別に配付させていただきますので、把握できると思いますとの答弁でありました。

地域支援事業の精算による返還金について、メンバーが毎年同じように思うが、新規の方を増やしていかないと効果がないと思うが、またどのような事業が残ったのかの質疑に対し、ほかの課もそうなんですけども、個人的に募集しても参加してくる人数は、委員言われるように()に固まってきています。それ以上集めるとなると各種機関ともいろいろと協議しながらお願いしたりして、人数を増員できるようにこれからも図っていきたいと考えております。特定健診と同時に行っています介護予防の健診で、生活機能評価といいますが、そちらの方の健診、20年度よりは多少受診者数は増加しましたが、予算の見込みよりかは少なく、60万円ほど不用額が出ています。22年度については健診の方法が変わりますので、今年と同じような形でというわけにはいかないと思います。今は特定健診とセットになっていますけども、それが分かれてくる予定ですので、そのあたりでももう少し呼びかけしないといけない

と思います。今は特定健診とセットのため、普段医療機関にかかってみえる方は行かなくてもいいだろうと、受診されない方もかなりいますので、それとは別に行っていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

続いて、緊急通報装置設置事業というのは、24時間一人暮らしの人のみであって、家族がいるけども家族が働きに行っていて、朝7時に出て行って夜7時にしか帰ってこない人が不安をたくさん訴えています。その辺については行政当局としては、その対応をどのように考えているのかの質疑に対し、対応の規定というのがございまして、65歳以上の一人暮らしということになっております。しかし、先日委員からそういうような相談も受けておりまして、絶えず1日一人でいなければいけないところにも、今後相談させていただいて、民生委員の人とか、いろいろその家の事情を調査させていただいて考えたいと思います。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「環境管理課」所管分の審査を行い、質疑に入り、合併浄化槽の設置は今年度どれぐらいの数なのか、また1基当たりの補助金はいくらなのかの質疑に対し、平成22年度は予算で2,543万2,000円で72基分の予算を計上しており、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、8人から10人槽が54万8,000円で、今年度は現在55基の申請分を受付しておりますとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「学校教育課」所管分の審査を行い、質疑に入り、就学援助について、国の補助金は入っていないのかとの質疑に対し、要保護、準要保護就学援助費事業につきましては、一般財源で行っている事業で、補助金は入っておりません。平成17年当時までは補助金があったのですが、その後は一般財源化されておりますとの答弁でありました。

小学校の管理費、引本小学校の水道の漏水修繕は、今回の耐震補強工事と何か関係があるのかの質疑に対し、引本小学校の給水管の修繕については、耐震補強工事とは関係のない箇所ですとの答弁でありました。

続いて、中学校管理費の7,032万1,000円は解体費用なのかの質疑に対し、中学校4校の管理費、運営費等でございます。解体費につきましては10月臨時議会で先般お願いしたものでございますとの答弁でありました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

続いて、「生涯学習課」所管分の審査を行い、質疑に入り、この補正予算は対象事業に過疎債が使えるようになったと理解してよいのか、文化事業に関しては遅れているところがあ

るので、過疎債を最大限に生かして努力してほしいとの質疑に対し、今回の過疎債はソフト事業も対象になったため充当いたしました。過疎債を生かせるよう努力いたしますとの答弁でありました。

以上で生涯学習課所管分の質疑を終了し、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）に関する当委員会所管関係の質疑はすべて終了しました。

討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑に入り、歳出で保険給付費が大幅に伸びているが、どういう理由からかの質疑に対し、当初予算を編成する際には、過去の医療費をもとに推計していますが、平成22年度の場合は保険給付費が下がり傾向にあったため、例年に比べ低く見積もったことによるものであります。国民健康保険の医療費については、毎月1億円から1億5,000万円の範囲で支出がありますので、全体から見れば2カ月分程度の医療費にあたりますとの答弁でありました。

紀北町の医療費の水準はどうなっているのか、また国の姿勢として健診を十分に実施しているのに、このような結果であれば理解できるが、医療費が高いのに健診による早期発見、早期治療など医療費の適正化につながる事業を十分に実施しているのか、また医療費が高いと国の高医療指定を受けると思うが、紀北町は指定を受けているのかの質疑に対し、医療費につきましては、平成20年度、21年度ともにも県下第2位となっています。一人当たりの保険料については、平成20年度が第18位、21年度が第19位です。特定健診診査については国保側としては受診の啓発に努めているところですが、受診率については平成21年度の実績は県内で下から3番目に位置しています。最終年度となる平成24年度における国の目標受診率は65%となっており、何とか目標を達成できるよう受診をうながしたいと考えています。国の高医療指定は平成21年度は受けていますが、今年度から指定制度は廃止されています。医療費は高いのですが、実際には交付金等を拠出金に比べ多く受けていますとの答弁でありました。

高医療指定は抜けたのか、安定化計画はこれからも出し続けなさいということなのかの質疑に対し、昨年度までは高医療指定を受けていましたが、平成22年度から国が指定制度を廃止しました。指定制度は廃止されますが、医療費の高い市町村については、国に代わって県が引き続き指導していくことになるかと聞いていますが、具体的にどのようなことになるのかという

ことについては示されていません。安定化計画は引き続き提出しなければならないようになると思われますが、まだ示されてはいません。今後は都道府県の判断によるとされており、平成22年度以降については医療費の高い市町について、県からの指示はきていませんとの答弁でありました。

指定を受けていないところと比較して、どれぐらい町の負担が大きいのか、また個人の負担はどうなのですか、また高医療指定となる原因は1つは生活環境の悪化だから、住民課だけではなく、環境部署も取り組んで生活環境の改善をしなければいけない。町を挙げて高医療指定の脱却に努めるべきだと思うのが質疑に対し、個人負担という点では保険料に影響するということが考えられます。医療費の負担は1割から3割ですし、保険料が明確にどれぐらいかということについては、1人当たりの保険料が県下では29市町中で、平成20年度が18位、21年度が19位といったところであります。指定を受けることにより、国からの療養給付費負担金の数が減額となる場合があり、その場合に減額となった額を補てんするために2分の1を保険料で賄い、残りを6分の1ずつ国、県、町の一般会計で補てんすることになります。今年度については2,000万円ほど減額が予想されています。国保連合会からの分析結果によりますと入院患者が多く、長期化しているケースが多くありました。精神の患者さんなどは一旦入院すると長期化するケースが多く、薬も高額になる傾向があります。通院に関しましては高額になる要因は見られませんでしたので、長期入院を減らすことが改善策の1つであると考えています。福祉保健課の保健師には国保にも携わってもらえるように、兼務辞令が出ておりまして、さらに連携を密にして健診の受診率を上げて、早期発見、早期治療ができるように工夫していかなければならないと考えておりますの答弁でありました。

続いて、繰入金ですが、これは財政調整基金の繰り入れと説明がありましたが、見通しとしては医療費の増で基金が枯渇してしまうことはないのですかの質疑に対し、基金は今回の取り崩しで3,443万8,000円の残高になっていますが、医療費の増に伴い、国、県等の歳入の増も見込まれますので、財政調整基金がなくなるとは思っていません。今回、補正した額以上に医療費が高騰しなければ問題ないのではないかと考えています。今後の見込みについては、現在来年度の予算を編成している最中ですが、今のところ大丈夫ではないかと思っていますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された2案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 中本衛君。

産業建設常任委員長 中本衛議員

平成22年12月定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

去る12月14日、午前9時半から、第一委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、産業振興課、建設課の各課長及び職員の出席がございました。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の1件の審査であり、産業振興課所管分と建設課所管分の順で行いました。

初めに、「産業振興課」所管分は、中村産業振興課長ほか7名の行政側の出席のもとに審査をいたしました。

まず20ページ、水産振興費の三重外湾漁協助成事業について、平成22年2月に三重外湾地区12漁協が合併した三重外湾漁協は、欠損金の借換資金ということで、当初、借入資金20億円を5年で償還する予定であったが、水産庁の少し余裕のある資金繰りが必要との指導があって、今回、借入資金を19億円、返済期間を1年据置きの6年としたことによる借換資金の債務保証を志摩市、尾鷲市、南伊勢町、大紀町、紀北町の2市3町により助成するもので、今年度23万8,000円増額となったものとの説明がございました。

23万8,000円は、どこに支払われるのかの質疑に、三重外湾漁協へ借換資金の保証料の補助として、三重外湾漁協に支払うとのこととございました。

また、その保証料は三重外湾漁協から保証会社に支払われると思われるが、どこに支払われるかとの質疑に、三重県信用漁業協同組合連合会を通じて、三重県漁業信用基金協会に支払われるとのこととご答弁でございました。

また、保証料を2市3町で助成するとの説明がありましたが、2市3町の総額で保証料はいくらなのかの質疑に、2市3町の総額で2,886万円になる。なお、市町の助成は合併前の各漁業協同組合の欠損金の割合に応じて紀北町は20.1%を6年間助成し、今年度は当初125万2,000円に、今回の補正の23万8,000円を加えた149万円を助成する予定であるとのこととご答弁でございました。

さらに確認として、合併前の海山漁協と長島町漁協の欠損金に応じて、三重外湾漁協の借換資金の保証料を助成するもので、今後、三重外湾漁協で借入金の償還に滞りがあった場合

は、債権が県漁業信用基金協会に移ると理解していいのかとの質問に、そういうことであるとの答弁がございました。

三重外湾漁業助成事業の補正について、旧海山漁協と長島町漁協の欠損金はこの質問に、旧長島町漁協の欠損金は 3,604万 7,000円で、旧海山漁協の欠損金は 8億 4,662万 7,000円との答弁がございました。

次に、21ページの道の駅海山管理事業は、交流ホールの配管修理との説明があり、施設の修繕等に関する苦情や要望については、速やかに国土交通省に伝える必要があるとの質問に、今後、国土交通省管理の施設の不具合、要望等については、速やかに国土交通省に要望したいと考えているとのご答弁がございました。

次に観光費の体験型イベント交流施設管理運営事業では、財源の内訳のその他に62万 2,000円はどういうものなのかの質問に、また、利用者が増加したことに伴う補正と説明を受けたが、36万 1,000円の歳出に見合う歳入の増がないのかの質問に、その他の69万 2,000円は、交流施設の利用料の増で、1人当たり 3,150円の利用料が入り、その中で管理手数料として 1,650円支払うものであり、昨年度利用者が 740名となっていました。体験メニューの増加や高速道路無料化等の影響で、当初の見込みより利用者が増加したことに伴う補正であるとの説明でありました。

以上で、産業振興課所管分の審査を終了し、次に、建設課長ほか 3名の行政側の出席のもと、「建設課」所管分の審査を行いました。

初めに、22ページ、土木総務費の手数料 110万 1,000円について、課長から、町道矢口里 7号線と渡利小浦線の 2路線の登記手数料であり、町道矢口里 7号線は県道から矢口小学校への道路について、土地の交換登記がされていなかったものと、渡利小浦線は分筆に誤りがあったので訂正したとの説明がございました。

町有地の交換を行っていないということで、町民からの苦情や地権者とのトラブルはなかったのか、110万 1,000円は登記代となっているが、測量費も含まれているのか、土地家屋調査士と司法書士に支払う費用ということでのいいのかとの質疑があり、矢口小学校改築工事に伴う土地交換登記が行われていなかったことが、その方の所有地内において、平成21年度に行った道路改良事業の現場立ち会いの際に、相手側から登記がなされていない旨の申し出がありました。調査した結果、道路工事は完了し、外観上はわからない状況であったが、公図では町道の位置が変わっているということで、町道を管理していくうえで今回の予算を計上させていただいた。トラブルについては立ち会いまで聞いたことがなく、21年度事業の際に

判明した費用については登記法が改正され、土地測量図については法務局の審査が厳しくなってきたので職員ではなく、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士会に委託し、分筆の作業をしてもらっている。分筆登記については高度な技術が必要で、所有権移転登記については分筆後に職員で行っているとの答弁でありました。

今回の町道の登記の件は、住民からの情報により発覚し、処理していますが、ほかにもないのか、また調査する予定はないのかの質疑に、町道の未登記の件については、正確な数字は把握しづらい部分があり、把握していませんが、かなりあり、わかり次第、その都度処理しています。また、地籍調査においてこのようなことも調査し、道路となっている場合は、登記名義人に寄付採納ということで協力していただいているとの答弁でございました。

次に、24ページの住宅管理費について、前桂団地のプロパンガス漏れによる配管修理と、集合団地、汐ノ津呂、あけぼの団地のA棟、B棟、C棟、矢口の5団地で、築25年から40年経過している88戸の排水管の調査及び修理の予算と説明を受けました。9月議会で猫の毛が排水管に詰まり水漏れがあったと説明を受けましたが、今回の予算については猫の毛による水漏れがあったことにより、見直しを行おうとする予算なのかの質疑に、猫の毛が原因の水漏れは6月でありまして、今回の予算については10月に全く別の経年劣化による排水の漏れがありました。団地の排水は浄化槽、台所、風呂場と3系列があり、矢口の場合、4階から1階へ縦にあり、各居室が接続して共有しています。縦と横の継ぎ手部分が本排水、洗剤等により経年劣化が進み、10月に漏水が発生し、修繕を行いました。その際に、水道業者からアドバイスもあり、このような事故を未然に防ぐために予算を計上させてもらったとの答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、全員賛成、よって、議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

川端龍雄議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、総務財政委員会に

かかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、総務財政委員長にお尋ねします。

まず、歳入のところで、先ほど説明を受けました地方交付税につきましてでございますけれども、それと2点目は歳出の起債についてですね、この2点お尋ねしたいかと思えます。まず1点目はですね、いわゆる当町も平成17年合併したわけですがけれども、当時、なぜ合併なのかという議論の中でですね、今現在の単独でいくと交付税算入がこうなってくるよと、しかし、合併することによって、いわゆる10年間の保証はこうなるんだと、いわゆる合併した市町につきましてはですね、国が保証してくださるんだと、こういった前提のもとにですね、これが一番大きな合併の問題点の1つであったわけですがけれども、この先ほど委員長もおっしゃいました不確定要素が含んでおるんだと、だから来年度の交付税についてもなかなか見通しがつかないんだと、こういったお話がございましたけれどもですね、私は合併当初、約10年、20年見て、そして最も見たのはこの10年間でですね、合併して10年間で国の保証がどうなるのか、そしてその中でいただいた、いわゆる国からも約70億円近い有利な起債が使えますね。それと同時に交付金も安定してくるんだと、こう言われていましたけれども、その点がですね、先ほどの委員長の報告にあったように非常に不確定なんだと、だから今現在の先ほどの報告ではですよ、見込額より多くいただけたからまだいいんです。しかし、これが減ってくる可能性もあるんだということを示唆していただきましたけれどもですね、私はその点で問題なのは、交付税算入それには当町の予算を何をあげるかによって、いわゆる交付金をいただける、こういうことになってこようかと思うわけですね。だから、この予算をあげることによって、当然交付税が下りてくるであろうと、であるならば、当然この非常に難しい問題ですがけれども、明確にしておかないと、交付金算定されない場合も出てくるわけです。逆に言うならば国の動きを見つつ、5年前に約束してくださった交付税をですね、確実に確保しつつですよ、予算要求していかなばならん、こう思うわけです。

そこで、合併当初のいわゆる見込み、将来を見込んでですね、起債についても見込みしておったわけです。いわゆる起債についても見込みがあったように、この国からいただけるお金についても見込みがあったはずですよ。その点のですね、今現在、合併して5年ですがけれども、どれほどの差異があったのかなというような質問が出なかったかなというのが、これが

1点。

そして2点目はですね、起債について、合併当初の見込みよりは5年経過した時点で、起債が10億円近く減ったんだと、これは非常に、個人で言いまして、個人のいわゆる会社で言いましてもですね、借金が減ったよという報告はこれ非常にありがたい。良いんですけども、いわゆる行政というのは何と言いましょうか、他の企業と違ってですね、行政で最も大切な点は、いわゆる住民の満足度が第一にあがってくるのではなかろうかと思うんですね。例えば昨日の、先般の一般質問でもありましたように、いわゆる借金を、起債をですね、そのみを気にしておって、財政運営をしておったんでは、いわゆるこの町は疲弊していく一方である。いわゆるですね、住民の満足度が低下していく、いわゆる社会整備がなされないままでおったんではですね、いくら借金が減っても駄目ですよと、こういった質問が出ておりましたけれども、いわゆるこのもう1点は起債ですね、起債が今、百何十億円あるけれども、その50%は交付金として国からいただけるんだというなれば、今抱えておる当町の借金は半分だと、こう判断していいわけです。

そこで問題になるのはですね、いわゆる社会保障、いわゆる住民の満足度ですけども、福祉についてはどうなのか、医療についてはどうなのか、当町としてやらねばならない問題が山積しておるはずですよ。いわゆる合併特例債の予算の使い道もまだ明確になっていない。この特例債を使ってですね、住民の満足度を上げていくことによって、当町ですね、本当の健全な運営とこうなるわけですけども、その点が明確になされていないんですね。いわゆる例えばですよ、具体的に例をあげますと、町営住宅にいたしましても非常にですね、環境が悪くなってきております。その点を最もやらねばならない事業の1つとして考えるならば、今現在行っている明確に見えておるのは学校の耐震化、学校の建て替えですけども、ほかにも住民の満足度を上げていく、この地域ですね、紀北町の、いわゆる社会整備を成していくためには何が必要なのか、まず見えてきてない。それをあげずして起債を減らす、減ったからいいんだと安易に喜んでおっていいのかどうかということなんですね。

いわゆるその点で起債を減らすと同時に、この減らす、増やすじゃないんですよ。この減らすだけに今当町は固執しておるように思います。だから私は委員長に聞きたいのはですね、いわゆる来年度の予算を編成するにあたりましてですね、今、当町は住民の望んでおるもの、住民の満足度を満たしていくためにはですね、社会整備として何をしなければならぬか、いわゆる投資的経費に何を充てねばならないかという点だと思うんです。だから、今現在は良いけれども、5年先、10年先になって困ってくるようなですね、いわゆる予算編成を

していただいたんではいけないわけです。だから、起債だけにこだわっておっては本当の、いわゆる行政の正しいと言いましょるか、正確と言いましょるか、安全ないわゆる経営を成しておるとは見なせないわけでございます。その点のですね、明確な次年度に対する、いわゆるこの起債が起ってもよいけれども、何に一体使うんだといった明確な予算編成のですね、要望がなかったかどうか、お尋ねしたい。これが2点目でございます。以上です。

川端龍雄議長

総務財政委員長 北村博司君。

総務財政委員長 北村博司議員

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

大変、高邁な理論も展開されておりまして、私が明確にお答えできるかどうか自信はございませんけれども、一生懸命お答えをさせていただきます。

まず、1点目はですね、地方交付税、普通交付税の部分の限定だろうと思うんですが、平成17年当時の合併時において、交付税の見込みについてのシミュレーションしていたんではないかと、それが議論の中にあっただろうかということだったと思いますが、本委員会において普通交付税の当時の見込みについての議論はなかったと思います。ご承知のとおり、地方交付税は人口とか非常に多様なたくさん数値があって、算定の基準があって、例えば人口であるとか、道路の延長であるとか、海岸線の長さとか、一口で言えないぐらい多数の、これはどちらかという、国でないとうわからんということも多分あろうかと思えますけれども、今回の、これは嬉しい悲鳴ですね。これだけ、普通こういうことはないわけですね。年度途中で普通交付税がこんだけ増額になってくるというのは。留保しておった部分も先ほどご報告申し上げましたようにありますけれども、今回、今年度の政府の実際の交付税の算定においてはですね、先ほども申し上げたと思うんですが、基準財政需要額、つまり地方交付税は基準財政需要額と収入額の差額を足りない分を国が補てんしてくれるという制度ですので、その場合の単位費用、積み上げをやる単位費用の増額があったと、あるいは段階補正が今回復元されたということですね。それから人口が急激に減っている、本町がそうですけれども、急激に減っている。補正が増額されたということですね。それと特筆すべきは財政力の弱い町、財政力指数で端的に表されますが、財政力の弱い市町村に今回特に手厚く見直しが行われたということで、これだけの、尾鷲市に比べれば倍近い不足補正の追加があったということで、これはむしろ、そこまでの財政当局のご努力もありますけれども、嬉しい誤算であったと思います。合併当時のシミュレーションとの差がということについての質疑は

ございませんでした。

次に、2点目は、起債残高がどんどん想定よりも減っている。シミュレーションよりも減っているということについて、このまま起債を減らすだけが脳ではないじゃないかと、住民の満足度が実際は低下していくんではないかということで、社会資本の整備、インフラや福祉関係の事業もっとう投資していくべきではないかという、そういう議論はどうだったんかということですが、議論としてはですね、特に地域づくり事業基金をもっと積極的に使うべきではないかというお尋ねがございました。

これに対してですね、担当課のほうからは、今回の補正では交付税の増額決定、あるいは過疎債が今回からソフト事業に財源振り替えができることになりましたですね、今までハードだけだったのが、ソフト事業にも過疎債が充当されることになりましたので、それで財源振り替え、今回、大量に財源振り替えを行われていますが、そのために一般財源が予定していたよりも使うことが少なくて、一般財源をたくさん基金に積み立てることになったと、ただ、決して基金に積み立てるだけで、事業しないというわけではないと、国の今、特に最近の国の政策にはいろんな交付金制度が別枠でございまして、投資的経費は今年度で20億円近いということです。20億円近い投資的経費を使うということで、積極的に検討していくということと。

一方ですね、委員の中からお尋ねの趣旨と同じ部分です。基金の積立ばかりじゃなく、景気の悪いときなので町政に還元することを考えてもらいたいと、合併当時のシミュレーションからすると財政状況は悪くないので、積極的に事業をこなしていかなければならないと思うかどうかという、まさに東篤布議員のご指摘の部分であると思いますが、これに対する財政課長のお答えは、町内の経済を活性化するためには、そういった財政出動も必要かと、財政課長も思っていると、国の交付金、補助金等を確保しながら、できるだけ事業を増やしていく必要がある。ただ、起債についてはですね、後年度負担、後の時代の負担ということも考えながら、事業を行っていくのが基本ではないかと、こういうことございまして、財政出動は必要であると、地域の活性のためには財政出動は必要であるという、担当課長のお答えでございました。以上で、答弁終わります。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

委員長どうも、綺麗にまとめしていただきましてありがとうございます。

私の質問ですね、8割方が委員会の中でもあったように思われます。ただ、具体的なですね、いわゆるその提示がなかった。どういうことかと申しますとですね、いわゆる企業でも我々地方財政でもそうでございますけれども健全経営、どのあたりが健全経営かといえ、それを数値で表してですね、やっていくのが行政でございますけれども、やはり住民の皆さんのですね、いわゆる満足度を高めていくのはですね、いろんな事業をすることだけではないと思います。いわゆる投資的経費が20億円近く使われておりますよと、将来ですね、皆様の喜んでいただけるような安心して暮らせるまちづくりのために、これだけの予算を投入しておるんですよという点をですね、明確にされることも住民の満足度を上げていく要素の1つではなかろうかと思えます。

そういった点で、今後はですね、もう少し明確に、いわゆる当町はこれぐらい金をいただけるんだと、それにはですよ、算定基準というものをもですね、職員の皆さん、町長部局はもちろんでございますけれども、我々議員もですね、そしてまた町民の皆様にもご理解していただかないと、なかなか事業は進めていられない。なぜならば合併前の旧長島町と海山町との違いはこういうことでございました。例えば、林道として農政のほうで予算をいただきまして道を付けますね。そうしますと完成しますと、近い将来、数年でこれを町道に持っていく、その根拠はなんですか、こう聞きましたところですね、その各市町の持つおる道路、いわゆる道路の距離であったり、病院の数であったり、学校の数でありましたりですね、この算定基準になる要素のものがたくさんあるわけでございます。だから、林道で置いておくよりは町道に切り替えたほうが算定基準の数値が上がるんだと、こういった話でございました。であるならば、算定基準を上げていく努力をしなければいけない。まず、これが1点でございますね。

そして住民の皆様の満足度を上げていく。いわゆるインフラ整備ですね。投資的経費を使っていかなければならない。使うけれども、これを明確に住民の皆様へ報告する。わかりやすい報告をしていくという、これが最も大切である。やることも大切だけれども、結果報告をするということも住民の満足度を上げていくということに理解してよかろうかと、こう思います。いわゆる健全経営するのは言うまでもないですけども、負債だけを気にしておっては将来のですね、住民の満足度を上げることにはつながることにはならない、こういうことです。だから明確にですね、今後は町長部局のほうにですね、明確に目標を立てていただいて、どのようにして、いわゆる国からいただけるお金を上げていくために、こういった努力をするんだ。だから皆様にも協力してほしい。その代わり3年先には、5年先には、10年先には、

こういったまちづくりをしましょう。ですから、こういった予算を上げていくんですよ。だから今年度の予算はこれほどなんですというような、明確なですね、方向性を住民の皆様を示していただきたい、このように思います。

そして、先ほどちょっと、今のは総務財政に対する質問でございました。もう1点だけね、税務課に対してでございますけれども、ちょっと質疑がなかったところ、委員長の報告ではこうでございましたけれども、いわゆる健全経営をしていく、事業をしていくうえにおいて最も大切なのは、基本となっておりますのはですね、我々議員の給料もそうです。職員の皆さんの給料もそうですけれども、税金によってやっておるわけですね。であるならば、いわゆる税の徴収率が上がったかどうかということは、よく議論されますけれども、いわゆる税金を上げていく基本的な話し合いがなされてなかったように思います。いわゆる固定資産税等ですね、今ある宅地に対して固定資産税を上げて税金を上げる。これは最もですね、簡単ですけどもそうではなくて、いわゆる今までは雑種地であったけれども、それを町の方向性によって、指導によって宅地にもっていく、だから宅地になったことによって税金は上がっていく、いわゆる家の隣の県和歌山県のある市町でですね、いわゆる今は町だけでも、5年以内には市にもっていくんだと、こういった話し合いがなされていまして。いわゆるそれはどうするのかということ、宅地面積を増やしていったわけです。いわゆる私は委員会の中で何も議論がなかったというのに質問するのはおかしいんですけども、いわゆる固定資産税等の税金を上げていく議論がなかったのかなと思いますけども、全くなかったということですので、全くなかったのね、委員長、そういうことでよろしいですか。はい、それではそういうことで終わります。以上。

川端龍雄議長

ほかに質問される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今、本当に前向きな質疑がありまして、私も感銘を受けたところでございますけれども、私はちょっと後ろ向きなことですね、後ろ向きなことを処理するのが非常に大変なんですね、これはね。委員長の報告の中にですね、町税の収入の1,957万1,000円が、これが総務財政で議論されてなかったということ、これが報告なかったんですけども、これはまたあと質疑のときでさせていただきたいと思うんですけども、県がですね、県税が確か600億円ぐらいですね、県税として未収になっておるために、県から3名、市町から12名、このいわゆる県

の3名はわかりますね。市と町はどの範囲をいうのかということと。

これ非常に町民の豊かさと逆なんですけども、これを納めないとですね、流動資産を差押えするわけですね。具体的に申し上げますと、預金定期を差押えするわけですね。そういう件数のことも議論されなかったかどうかということです。わかる範囲でよろしいので、よろしく願いいたします。

川端龍雄議長

北村総務財政委員長。

総務財政委員長 北村博司議員

瀧本議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご報告申し上げましたとおり、税務課所管分につきましてはですね、歳入8ページにたった1つあるだけで、個人町税の現年課税分、均等割が増えて所得割が2,000万円ほど減って、差が1,957万円ほど減にしたと、不況のためやと、均等割に移行するということはそういうことなんですけど、これが税務課所管分のこれだけでしたので、それ以上の質疑は早く言えば議題外になりますので、多分、質疑はなかったんだろうと思います。

それと、地方税の管理回収機構の支出の分、歳出の13ページにあります部分は、これは実は総務課のほうで取り扱っておりますね、派遣している職員の、先ほどお話申し上げましたとおり官舎の金額でありまして、今、瀧本議員のお尋ねは市町の職員が12人で、本町では1人派遣しておるわけですけども、その中身というか、回収の状況とかは、これは実は説明する総務課にとりましては所管外でございますので、議論というのをごさいませんでした。是非、こういうのは本会議でもおやりいただければ、あるいは一般質問でおやりいただければ良かったかと思えます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

委員長にお聞きをいたします。委員長の報告ではですね、地方債について大変詳しくですね、委員会では分析されたということですが、私はね、5年後、10年後のですね、紀北町の財政を考えた場合のことなんですけど、借入金が合併後10年、平成27年ですね。27年度でシミュレーションよりも8億円増えると、それは今後ですね、紀北中学校とか庁舎の移転とか、大型事業が控えているのでという説明であったわけなんです。私どもはね、知れた

いことは、これによってですね、その元利償還金、元利償還金の推移がいくらぐらいになるんかと、現在、確か水道会計も含めると、年間、今年度は16億円の元利金と償還金を支払っていると思うんですが、それはどうなるのかね、知りたい。そのような審査がですね、ということですね、地方債を借り入れた場合に、一般的にはですね、3年据置き15年償還が多いと思うんですが、したがって、借りたよりも4年後からが負担が被さってくるわけですね。その辺で元利償還金の推移はどうなるのかね、その辺の審査が行われたのかどうか、ちょっとお聞きをしたい。

川端龍雄議長

北村委員長。

総務財政委員長 北村博司議員

松永議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。松永議員は常に財政についてお取り上げをいただいております、大変お詳しい方でございますけれども、元利償還のですね、シミュレーションについての議論はございませんでした。起債残高と基金の推移を、実はこれ表としてはございませんでして、委員会の議論の中で早急につくってもらったものです。シミュレーション表は、当時のものはあったわけではなくて、複雑なテクニックが要するようすけれども、そういうことで、今振り返って17年、18年当時に、このぐらい見込んでいたよということがございますので、当時の資料が提出されたわけではありませんので、元利償還がどれぐらいになるか、今の時点でという先ほど報告の中で申し上げましたけれども、起債のうちの55%が平均して交付税で算入されてきますよ、つまり借金として、実際の借金として残るのは45%ということになるわけです。その辺をどう考えるかという、かなり違いますんで、その制度によって。先ほども一部の起債の内容は申し上げましたけれども、70%戻ってくるのもある。あるいは100%戻ってくるのもある。95%戻ってくるのもある。それらを均すと55%が戻ってくると、これは私は町長、副町長はもとよりですが、財政担当課は大変なご努力をなさっていると拝察いたしております。ですから、お尋ね部分についての質疑はございませんでした。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

なければ、総務財政委員会の所管にかかる案件についての質疑を終了します。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

開会は11時25分です。

(午前 11時 11分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

川端龍雄議長

次に、日程第3 閉会中の継続審査申出書の件を議題といたします。

教育民生常任委員長より、お手元に配付しました申出書のとおり2件の陳情について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

ただいまから、本件についての質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしく申し上げます。

なお、質疑については一括議題とすることとし、採決にあたっては1件ずつ諮ることいたします。

それでは陳情2件について、継続の申し出の理由についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

教育民生の常任委員長にお尋ねをいたします。継続審査の理由の中に、地方主権改革という言葉が使われておりますが、憲法上はこういう主権者というのではないと思うんですが、国民主権しか定められておりませんけれども、地方主権というのを理由になっておること、その辺のお考えについて、ご説明いただきたいと思います。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

北村博司議員の質疑に答弁させていただきます。

この理由書に書かれております地域主権改革の動向に対してということなんですけども、この最初の陳情案件のお手元にありますように、地域主権改革一括法案ですね、これに対してということで、ここでは理由書の中に地方主権改革ということで理由として述べさせていただいたんですが、この言葉に関しては地域主権改革一括法案ということが含まれて、その辺の体制の動向に対してということで、ご理解をお願いしたいと思います。

18番 北村博司議員

いやいや、地方って書いてあるんです、申出書には。地域主権と書いてないのや、地方主権と書いてある。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

今、北村博司議員の質問なんですけども、地方主権改革ということなんですけども、この言葉に関しては、地域主権改革一括法案ということで、そういう意味で書かさせていただきましたんで、ご理解をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

いやいや、地方主権と地域主権と要望が違うということは、中身も当然違うんだらうと思うんですが、どういう意味でお書きになったか、申出のほうはですね。地方主権ってなってますがね。誤字なら誤字で訂正されたほうがいいと思いますがね。

川端龍雄議長

平野委員長。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

先ほどの質問なんですけども、再度お答えさせていただきます。

地方主権改革ということなんですけども、言葉の意味として地方ということで、今回、理由につきまして委員会でいろいろ話して、理由についても検討いただいたんですけども、今回、この地域主権改革一括法案という言葉に関して、地方主権改革の動向に対してということの理由にさせていただきます。以上であります。

川端龍雄議長

ほかに質問される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第4号について、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、陳情第4号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

川端龍雄議長

お諮りします。

陳情第5号について、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、陳情第5号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

川端龍雄議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第 4

川端龍雄議長

日程第 4 議案第66号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 4 議案第66号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 5

川端龍雄議長

次に、日程第 5 議案第67号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

川端龍雄議長

会期中に町長から追加議案の提出と、議員並びに各常任委員長からの議案が提出されておりますので、追加議事日程等の作成を行うため、この場で暫時休憩いたしますので、この場でちょっと休憩いたします。

（午前 11時 33分）

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

川端龍雄議長

会期中に町長から工事請負契約締結の議案が提出されております。

また、議会から案件として、意見書案と各常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

なお、町長から提出された追加議案については、去る12月20日に議会運営委員会を開催していただき、その取り扱いについて協議をいただいた結果、委員会への付託を省略し、直ちに本会議において審議することの決定をいただきましたので、報告いたします。

お諮りします。

この3件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、この3件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

川端龍雄議長

それでは、追加日程第1 議案第68号 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約の締

結についてを議題といたします。

なお、本件については、東貴雄君に直接の利害関係のある事件であることから、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、東貴雄君の退場を求めます。

(2番 東 貴雄議員 退場)

川端龍雄議長

それでは提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に追加上程させていただきました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第68号 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約の締結についてであります。紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、1日でも早く子どもたちの安全確保と学校環境の整備を行うため、平成22年12月16日に入札執行をいたしました紀北中学校校舎、屋内運動場解体工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありましたので、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約方法につきましては一般競争入札で実施し、契約の金額は6,510万円、契約の相手方は紀伊長島区東長島866番地2、東和建设株式会社 代表取締役 東彰吾であります。

以上、本日、追加上程いたしました議案第68号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明いたさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

それでは、議案第68号 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第68号 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 6,510万円
4. 契約の相手方 紀北町紀伊長島区東長島 866番地 2
東和建设株式会社 代表取締役 東彰吾

平成22年12月22日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町学校施設耐震整備計画に基づき、1日でも早く子どもたちの安全確保、学習環境の整備を行うため、平成22年12月16日に入札執行した紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が5,000万円以上であることから、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この紀北中学校屋内運動場解体工事につきましては、1日でも早く子どもたちの安全を確保するために、校舎と屋内運動場の完成を同時期といたしまして、教育環境の整備を図るものでございます。その紀北町耐震整備計画の一環として実施するものであり、予算につきましては平成22年10月28日の臨時議会におきまして、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第3号）で議決をいただいております。解体事業の財源につきましては合併特例債を充当し、事業実施する予定でございます。

この工事につきましては、平成22年12月16日、午前10時30分から入札を執行いたしました。その結果、6,510万円で東和建设株式会社が落札いたしました。工事の設計金額、予定価格につきましては7,003万3,950円でありましたので、落札率は92.95%でございます。参加業者は平成22年度紀北町建設工事発注標準で定める土木工事A、Bランクの者であり、かつ、鳶、土工、コンクリート工事において、特定建設業の許可を有する建設業者9社で入札執行をいたしました。平成22年12月17日に仮契約を締結しており、本議会でお認めいただければ、議決を経たのちに本契約とする所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは工事、工事概要などの説明をさせていただきます。

2ページの資料1をご覧ください。工事費ですが、請負金額が6,510万円、その内訳とい

たしまして、工事価格が 6,200万円、消費税 310万円でございます。次に、工事概要でございますが、工種は解体工事でございます。工事概要の本工事費の内容につきましては、1の仮設・準備工事から、2の校舎棟解体工事、3の屋内運動場解体工事、4のその他建物外構解体工事がございます。

まず、1の仮設・準備工事でございますが、枠組足場、養生シート張り 2,040㎡等を見込んでおります。この工事につきましては解体工事を行ううえで、足場、養生シートの設置など、工事に必要な架設施設を設置するなどの工事でございます。

次に、2の校舎棟解体工事につきましては、校舎棟A棟、教室棟Bの2棟の解体撤去の工事にかかる部分でございます。まず教室棟A解体工事でございますが、この建物は昭和34年7月に建築され、建築から51年経過しております。工事概要といたしましてRC鉄筋コンクリート造りの3階建ての建物の解体面積が 2,851㎡、解体に伴いますコンクリート塊への運搬処分量が 1,635.2㎡、その他発生材の処分といたしまして、コンクリート系以外の木質系、金属系などの発生材として 200 t等を見込んでおります。

次に、教室棟B解体工事でございますが、この建物はA棟と同じく、昭和34年7月に建築され、建築から51年経過しております。工事概要といたしましてRC鉄筋コンクリート造りの2階建ての建物の解体面積 534㎡、解体に伴いますコンクリート塊の運搬処分量 378.2㎡、その他発生材の処分といたしまして、コンクリート系以外の木質系、金属系などの発生材として35 t等を見込んでおります。

次に、3の屋内運動場解体工事でございますが、昭和42年2月に建築され、建築から43年経過しております。工事概要といたしまして、RC造りの2階建ての建物の解体面積 1,407㎡、解体に伴いますコンクリート塊への運搬処分量が 578.5㎡、コンクリート系以外の木質系、金属系などの発生材として 121 t等を見込んでおります。

4のその他建物外構解体工事のうち、給食室解体工事につきましては、鉄骨造り1階建ての建物でございますが、解体面積が 155㎡でございます。発生材処分量といたしまして12 t等を見込んでおります。物置、納屋解体工事につきましては、木造1階建ての建物でございますが、解体面積が74㎡でございます。発生材処分量として12 t等を見込んでおります。部室解体工事につきましては、鉄骨造り1階建ての建物でございますが、解体面積が73㎡でございます。発生材処分量といたしまして 4 t等を見込んでおります。次に渡り廊下、自転車置き場解体工事でございますが、鉄骨造り渡り廊下解体工事 120㎡、木造の自転車置き場解体工事 108㎡等でございます。植栽ほか外構撤去工事につきましては、樹木の撤去 160箇所

等を予定しております。工期につきましては、着工は議会の議決の日から、完成は平成23年3月25日を予定しております。

続きまして、3ページの資料2をご覧ください。

現在の紀北中学校の配置図でございますが、図面右側の町道から南側に教室棟、屋内運動場棟が配置されております。図面左側でございますが、特別教室棟、屋外プール棟が配置されております。

今回の解体工事では図面左側の特別教室棟、屋外プール棟を除く黄色で着色いたしました部分の建物の解体工事を予定しております。図面中央部分の中庭は挟みまして、上側の教室棟Aが配置されております。外観といたしまして資料右側に写真①をこう付けさせていただいておりますが、この写真は町道部分から教室棟Aを撮影したものでございます。教室棟Aにつきましては、先ほど工事概要でご説明申し上げましたとおり、鉄筋コンクリート造りの3階建ての建物でございます。解体撤去にかかる床面積といたしましては2,851㎡の建物でございます。この建物は3階建てでございますが、屋上部分に展望室がございます。写真1のところを見ていただきますと、少し上のほうに見られるものでございます。高さとしたしましては屋上までが約11.5m、展望室を含めると高さが約16.5mとなります。また、教室棟Aに付属しているのが鉄骨造りの1階建ての給食棟でございます。

次に、中庭を挟みまして下側に屋内運動場が配置されております。外観といたしましては、同じく資料右側の写真②なんですけれども付けさせていただいております。この写真は図面下側は運動場になるわけなんですけれども、運動場方向から撮影したものでございます。屋内運動場につきましては、構造がRC造り、鉄筋コンクリート造り2階建てでございますが、屋根部分につきましては鉄骨造りとなっております。屋内運動場の解体撤去にかかる床面積といたしましては、1,407㎡の建物でございます。高さにつきましては屋根部分までの高さが約12mとなるものでございます。

次に、屋内運動場の南西に配置されております教室棟Bでございます。外観といたしましては、同じく資料右に写真3なんですけれども付けさせていただいております。この写真につきましても図面下側の運動場方向から撮影したものでございます。教室棟Bにつきましては、鉄筋コンクリート造り2階建ての建物で、解体撤去にかかる床面積といたしましては534㎡の建物でございます。高さにつきましては屋根部分までの高さが約7.8mのものでございます。

これらの建物とあわせて図面上側でございますが、w造り、木造の倉庫、自転車置き場、また図面中央及び左側のS造りと鉄骨造りのクラブ室を2棟、渡り廊下を撤去するものでご

ざいます。また中庭につきましても撤去を予定しております。これらの解体工事を行うにあたりまして、安全面をはじめとし、騒音、粉じん等を最小限とするため、図面右部分の町道側及び図面上側の民家方向に、先ほど工事概要の中でご説明申し上げました架設準備工事といたしまして枠組み足場、養生シート等を設置する予定でございます。その高さとして10mから16mの保護を予定しております。

続きまして、4ページの資料3をご覧ください。

校舎棟Aの1階平面図でございます。教室棟Aの1階は主に職員室、校長室などに利用したところでございます。その中で図面中央に付属している建物は給食棟でございます。また図面左上でございますのが、木造の倉庫でございます。

それでは続きまして、5ページの資料4をご覧ください。

校舎棟Aの2階平面図でございます。2階部分は主に普通教室として利用していただいたところでございます。

それでは続きまして、6ページの資料5をお願いいたします。

校舎棟Aの3階平面図と展望室の平面図でございます。3階部分は主にコンピューター室などに利用していたところでございます。また、図面の右上側でございますのは展望室でございます。

それでは続きまして、7ページの資料6をご覧ください。

校舎棟Bの1階、2階平面図でございます。教室棟Bにつきましては、普通教室や特別教室に利用していたところでございます。

続きまして、8ページの資料7をご覧ください。

屋内運動場の1階と2階平面図でございます。1階部分はアリーナ部分でございまして、2階部分は図面向かって右側が観覧席となっております。

それでは続きまして、9ページの資料8をご覧ください。

先ほど資料1で契約にかかる工事概要をご説明いたしましたが、資料8は参考にしていただくために、解体工事における工事概要ごとの設計金額を記入したものでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第68号 紀北中学校校舎屋内運動場解体工事請負契約の締結についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

この解体工事についてなんですが、紀北中学校の改築事業という全体の予算がありまして、その中にこの解体工事という予算が含まれていると思うんですね。その最初、示されておる計画に対して、今回のこの工事はどうだったのかという、ご説明をお願いします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと質問の趣旨が、ちょっと読み取りにくかったんやけど、計画を前倒ししたということですか、申し訳ない。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

紀北中学校の校舎改築という全体の事業があるはずですね。それは教育委員会のほうから、我々示されてました。そしていくつかの段階があって予算が入っていたと思うんですけど、その中に当然ですね、この解体の費用の計画があると思うんです。だからその計画と、今回のこの実施段階のこの金額はどういうふうに対比されておるのか、どういう位置づけになっておるのかというのをお聞かせください。おわかりでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

予算的にはですね、一番最初の当時 7,300万円ございまして、予算としては、7,400万円あげております。そういう中で、これは概算であげさせていただいて、それから設計金額といたしまして、先ほど一番最後に付けさせていただいた 7,003万 3,950円ということですね、精査いたしまして、それが設計金額ということになっております。

川端龍雄議長

紀北中の改築とどんなような関係になっておるか、別々なら別々でいいし。解体と改築の関係はどうなっておるの。

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北中学校概算事業費の内訳、以前示させていただきました12億 7,047万 9,000円の中で
ですね、最初の事業内容といたしまして解体費として 7,300万円計上させていただいて、ご
説明させていただいておりました。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

確認の意味で再度質問しますが、全体の計画が12億円どれだけでしたね。その中で、そ
の金額の中に解体費用として 7,300万円を見込んでおったと、そして今回、いよいよ実施に
あたって 6,510万円、この金額でやることになったから、当初の計画よりは低い金額でやれ
ますよと、したがって、全体の金額もその分は縮小されてくるだろうというふうな考え、そ
ういう見方をしたかったんですけど、私が言ったことで間違いはないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、入札差金とかですね、そういったもので低くなっております。はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

2点ほどお聞きします。1つは資料1にもあります、表題にありますように、一般競争入
札で東和建设株式会社が落札したと、この落札業者の中ではA、Bランクの方が参加されて
おりますが、2番札から、そのほかの業者というのはどういう業者が参加されたのか。落札
にかかわりそのほかの業者の落札価格等も教えていただけたらと思うんですが、ちょっとその
点をお聞きします。

それともう1つは、あとの図面でもありますが、私もよくこの解体撤去の施設というところ
はよく存じておりますけれど、全体の敷地面積の中に、どういう格好でこの改築しよう
としている、その校舎がどういう配置になるのかということが、全体の中で今のところわから
ないということなんですが、ちょっと概略でも結構ですから、その配置図等を示されません

か。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入札のほうは担当のほうからさせていただきますが、その全体の図面はですね、以前示させていただいたのから多少の変更はありますが、それはまた後ほど全協等で示させていただきます。

川端龍雄議長

町長、ちょっと部局と何々課長ということ、ちょっと示して、担当と言わんと。

尾上壽一町長

財政課長から。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それではですね、入札に参加された業者名を申し上げます。落札されました東和建设株式会社、それからピアコーポレーション株式会社、東建興業株式会社、有限会社鈴木組、株式会社塩谷組、浜田建設株式会社、株式会社岡本組、株式会社前川組、株式会社平野組であります。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

解体設計の中身をお尋ねいたします。まず、植栽の撤去工事、樹木撤去 166箇所とありますが、どこのどの部分を含んでいるのか。玄関前のソテツとか、グラウンドの片隅にあります自衛隊の造成工事の記念碑を、これに入っておるんかどうか。あと、もうこれは確認ですが、校長室の金庫に入れてあった高価な美術品はすでに移動してあるでしょうね。ちょっとそれは確認です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

植栽のことにつきましては、学校教育のほう。それから美術品等につきましては移動いたしております。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

植栽の件についてお答えさせていただきます。植栽につきましては 166箇所というふうにしてなっております。この中には樹木ということで、高木のものから中木、低木というような形であります。具体的には玄関付近にあります大きな木でメタセコイアとか、モクセイ、先ほどの写真にさせてもらったところなんですけども、それとまたフェニックス等がございます。玄関前のソテツにつきましては、処分する対象になっております。はい。

自衛隊のとおっしゃいますと、グラウンドのバックネットのあたりにあるところですか。すみません。そちらのほうのバックネットのほう側の自衛隊の碑のあるあたりにつきましては、対象にならないということでございます。はい。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

私はね、これはむしろ教育長や教育委員長にお聞きしたいですね。ソテツは何の記念樹ですか、どういう歴史的背景がありますか。今、撤去、処分すると言ったけども、これは歴史に対する冒瀆や。教育委員会わかっておる。わからんとは言わせませんよ。長島の歴史に対する冒瀆ですよ。簡単に今、撤去処分すると言ったけども、そんな設計だったら認められんわ、これ。ちゃんと責任持って答弁してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、ちょっとそここのところ存じておりませんが、今、担当のほうからお話で、そちらが対象になっているということなんですけども、その大きなやつですよ、入り口の。あれは工事、ちょっとその事情はちょっと学校教育のほうからお願いできますか、工事の関係とか。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

一応、玄関前にある大きなソテツなんですけども、これにつきましても議員おっしゃられますように、その経緯とかすみませんけども存じておりません。すみません。それで一応校舎を解体するにあたりまして、やはり撤去処分をしなければできないということもございまして、予定としましたら撤去するようにしておるといところでございます。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

とんでもない話ですよ。個人だったら絶対撤去せんわ。撤去は一旦移設するにしても、だから、どういう歴史的背景であそこへ植えられておるか知らないだったら、教育委員会の職務ね、これおろそかにしてますよ。文化財保護委員会は下部機関でしょう。誰も知らないんですか。歴代の校長は申し伝えられておるはずや、あのソテツはどういう歴史的背景であそこに植栽されているか。これ答えられないんやったら、いかにずさんな設計かということになりますよ。わからないんですか、本当に。私座っておったら3回目やからね。わからないんですか、本当に誰も。教育委員会の課長2人とも長島出身や、知らないんですか。知らんなら知らんて、その場で言うてくださいよ。もっての外や。

川端龍雄議長

尾上町長、指名してください。

18番 北村博司議員

知らないなら知らないというふうに、今、うなづいてください。私は座ってしまわないかんから。知らないんですか、本当に。じゃ私のほうから申し上げます。あれは長島の歴史の中で大きな位置を占めた浜口熊嶽邸から、熊嶽邸を解体するときに寄附を受けたものです。浜口熊嶽にどれだけ旧紀伊長島町は恩恵を被ったんですか。今、西小学校が使っている電話も寄附を受けたもんでしょう。長島の消防組織自体が、消防車含めて寄附してもらったもんでしょう。このあいだから議論になっておる横町6支部の、8支部、本町の集会所のものと青年クラブ、浜口熊嶽が土地建物とも寄附したもんでしょう。知らないとは言わせませんよ、歴史的に。その撤去止めてください。私は引き下がりませんよ。歴史に対する冒涇ですよ、これは。知らなさ過ぎるとは、そんなことでとおせん。話のとおり話やない。一旦仮植えしてでも元へ戻してください。工事終わったら。明確に答弁してください。生涯学習課長ら知っておるでしょう。その浜口熊嶽がどういう位置づけか、歴史の中で。私は伝えたはずや、これは。解体計画が出てきたときに、教育委員会に。まともに聞いてないんですか。

私は許せませんよ、これは。これをあえて撤去処分するというのやったら、私はこの予算に反対します。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

北村議員、そういう経緯はですね、私ちょっと存じておりませんでした。ですから、工事の過程でですね、どういうことができるか、もう一度再考させていただいてですね、移設できるものであって、そういう歴史的な経緯があるのであれば、もう一度北村議員はじめ、学校関係者とですね、お話をさせていただいてですね、それによって処分をどうするかと、決定させていただきたいと思います。

18番 北村博司議員

残すと言ってください。

川端龍雄議長

北村議員、よろしいですか。結構です。

18番 北村博司議員

ちょっと声荒らげましたけどもね、今の紀北町に引き継がれている土地建物とか云々が、随分貢献された方なんですよ。歴史的なことはよくご存じやと思いますよ。それであそこに移設したものなんですよ。歴代の校長は知っているはず。伝えられておるはず。だから残してください。結果的に枯れたというのやったら、私もこうは喚きませんよ。努力もせんと、知らなかったということは私は公のこういう公共の電波の場で、大変な批判を受けますよ。

よろしいですか。自衛隊のあれもちょっとよくわかってなかったけど、あれは紀北中を建てるときに当時お金がなくて、今の久居の33連隊に訓練と称して造成、当時の町長が大変ご努力なさって、自衛隊の演習の中で埋立工事を安価にやった。その記念碑なんですよ。その意味自体がどうもおわかりになってない。これは恐いわ、正直言って。歴史を知らない、温故知新という言葉があります。古きを訪ねて新しきを知る。明確に残すと約束してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事情がですね、よくわからなかったんで誠に申し訳ございません。そういった意味では残す方向でですね、考えてやっていきたいと思います。ただですね、私そういう樹木のことで

くわからないので、業者その他学校関係者の皆さんともですね、その位置等も今後考えてですね、残す方向でやっていきたいと思います。はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

中津畑議員の説明に対してですね、ちょっと説明がですね、私は不足だと思うんですね。9社されてですね、それが普通であればこの中に一覧表出してね、付けてもらうと一番いいんですけども、あとでいただきますけども、その中で失格が何社あって、それで失格じゃない人が何社あったかと、できれば一覧表いただきたいと思いますけどね。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

財政課長からお話させていただきます。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

本来ですね、その結果につきましてはですね、議決いただいてからホームページで公表するというのが、公表のやり方になっております。ただ、この議決をいただくのにはですね、どうしても金額等が必要であるなら、ここで報告をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

川端龍雄議長

財政課長、差し支えなければご答弁ください。

堀秀俊財政課長

それでは報告、口で、言葉でご報告させていただきます。先ほど9社入札に参加していただいたということで、お話をさせていただきました。Aランク業者7社と、Bランク業者2社でありました、まず。それから、そのうち1社が最低制限価格を下回りましたので失格となりました。で、あとの8社の中で、最低制限価格と予定価格の間で一番低い価格を入れました東和建设さんが落札決定したということでもあります。金額は消費税を抜いたですね、入札の価格でちょっとご報告をさせていただきます。

それではですね、金額だけを申し上げさせていただきたいと思います。東和建設株式会社さん、先ほど言いました 6,200万円を落札でございます。6,200万円に消費税を掛けた金額で落札ということで、次ですね、金額が 6,400万円、6,470万円、6,500万円、6,530万円、6,530万円、6,550万円、6,665万 3,000円、それから 5,328万円ということでございます。申し訳ありませんが、業者名とですね、金額一式の部分につきましては、通常の公表のとおりですね、ホームページのほうで公表させていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

前者議員とちょっと重複するところもあるかも知れませんが、まずですね、3点ほど。まず1点目は、この指名入札なのか一般競争入札なのかって、ちょっとね、理解が僕も薄いもので、ちょっと指名入札というのはどういうことなのか、一般競争入札とはどういうことなのか、僕は常々地元の業者だけでできるんですから、他所の市町の業者入れないでくださいと、こう明確に言っておりますが、ちょっと先ほど業者名言われまして、本来は一覧表ほしいんですけどね。一覧表出して、それに入札金額も入れて、議決をいただいたあとからホームページで出すんだから、それ見なさいよみたいな、これは順序が逆になっておりはせんかと思うんですけど、それはともかく、一般競争入札はどういうことなのかということですよ。だから東議員がこうおっしゃっておったから、他所の市町は入れなかったんだと、こうおっしゃるならそれで結構なんです。

2点目はですね、A社が7社、B社が2社とこうおっしゃいましたけど、一番最初の説明では土木建設のほうで、建築ですか、A、B、鳶特定含む9社とこうおっしゃっておる。その点もですね、明確に表にさせていただいて、この業者は鳶どこのAなのかBなのか、それすらもわからんのですよ。それが2点目。1番も2番も含めて一覧表で業者名と、例えばですよ、一般土木のAはどこどこ、Bはどこどこ、そう書くのが普通じゃないかと思うんですけど、こんだけの金額をね、町民の皆さんからいただくわけですから。

それから3点目はですね、この資料の8ページをこう見させていただきまして、これは町側が積算しておるんですけども、教室棟Aの解体工事とこうあるでしょう。ここにですね、コンクリート塊運搬処分、その下にはその他発生材処分 200tと、こう書いてます。僕はガ

ラスもそうですし、プラスチックもそうです。鉄もそう。もういろいろなすごい種類があるわけなんです。その積算をするときに、このようにアバウトにですよ、その他発生材 200 t という形で積算されて入札されたとするならばですね、ちょっと問題かなと思います。そうじゃないんだと、細かく分類して、そのトータル、トン数がこうなんだ。だから議会にはそうやってしてあるけども、本来の業者の積算はそうじゃないんですよって、もっと細分化されておる。であれば、その細分化されたそれ我々にも示すべきじゃないんですか。なぜならば廃掃法、産廃の問題でですね、非常に価格が違います。いわゆるうちの管内、いわゆる紀北町内で処分できるものもあれば、できないものもあります。他のいわゆる市町どころじゃなくて、他のですね、県にまで持っていかないかんとこまである。そういうものであれば、その単価が妥当なのかという判断もですね、我々議会にも提示していただかないと、今後のですね、入札のいわゆる提示価格が妥当なのかどうか、だからこの落札価格は90何パーセントでも良いのか悪いのかという判断になるわけですし、地元のやっぱり企業の育成、企業を守るという観点において私は今、質問させていただいておるわけですが、その点も明確にですね、議会に示したうえで、これだけの多額の予算ですので、されるべきではなからうかと思えます。その点を私は資料として、今議会に提出していただくべきでなからうかなと、こう思います。

この3点目にですね、前者議員さんもおっしゃいましたけれども、樹木の撤去とこうなっています。だからこれ書き方が違うのかなと思って質問しようかなと思ってました。いわゆるですよ、私もこの紀北中学校の卒業生でございますけれども、やはり卒業するときですね、記念樹として植栽したものもございます。真ん中の池にもですね、寄付をいただいて放流した鯉等もございますですね。それでなおかつ、先ほど先生がおっしゃったように、いわゆる浜口先生から寄付していただいた歴史ある、そして最も貴重なですね、ソテツもあるわけですし、だから私はこの先ほど申し上げたように、あまりアバウトな工事の発注の仕方でなからうかと思うんですよ、こういう形で出しておるのであれば。樹木等 166箇所、僕は国交省や県の積算基準を見てますけども、明確に何年生の木の種類も、本数も明確にされたうえで、単価等が出てきます。166本じゃないんです。箇所でしょう。この表示もおかしいじゃないかなと思いますけどもね。何本の間違いじゃないでしょうかね。どのように確認されてこれ発注、積算しておるのか。

次に続きますところの積算基準のですね、さっき言った積算基準の単価設定をどのようにされておるのかという質問をするためにも、その点をお答え願いたい。箇所でいくのか、本

数でいくのか。樹木の撤去というのは移植も入っておるのかどうなのか。もし、いや移植は入ってなかったんだとするならば、町長が先ほどですね、移植しましょうと、こう簡単におっしゃいましたけども、伐って捨てるのと。ちょっと座れということですので座ります。

川端龍雄議長

本来ならご答弁いただかんなんですけど、ちょっとテープがほとんどありませんので、ここで暫時休憩して、昼食して、昼1時半から開会いたします。誠に質問者には申し訳ありませんけど、そのようにご配慮お願いします。

(午後 0時 22分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 30分)

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、先ほどは申し訳ございませんでした。途中になりまして。それではですね、指名のほうはですね、財政課からお答えいたします。それから処分のほうは建設課、樹木の撤去につきましては学校教育課から答弁をいたさせます。

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それではですね、入札方法ですとか、業者の選定につきまして、ちょっと説明不足でしたので、もう一度説明をさせていただきます。まず、入札方法なんですけど、これにつきましては条件付き一般競争入札、一般競争入札なんですけど、条件を付けて行うというものでありまして、当町、平成20年ぐらいからこの方式をほとんどの場合とっております。ご存じかと思うんですが、条件付き一般競争入札につきましては、あらかじめ条件となる参加資格を公告しまして、それに合致して参加意欲がある業者さんが参加申込みをしていただきまして、入札の前に審査をして、審査をクリアした業者さんが入札してもらうというような方法でございます。

そして、その条件付きということなんで、その条件が何かということなんですけど、これにつきましてはですね、要するに発注標準と申しまして、町で定めております7業種、業種の中で土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道工事というですね、この建設業種の28業種の中の7業種につきまして、町のほうで発注標準ということで設定をしまして、この7業種につきましてA、B、Cですとか、そういうランク付けを行い、Aランクについてはいくらまでのものとかというふうなランク付けをしております。そしてその条件をですね、そのときに、入札の公告を行うときに土木のAランク、Bランクとかですね、そういったような条件を付けて公告をさせてもらうということでもあります。

今回のですね、工事につきましては、本来ですと解体工事ということで、建設業法で定める工種としましては、鳶土工コンクリート工事というのが本来であります。ところが先ほど申し上げましたように、当町の発注標準、格付けを行っている工種としましては、7工種で、鳶土工コンクリートの業種の格付けは行っておりませんので、土木のですね、A、Bランクかつ鳶土工コンクリート工事で特定建設業の許可業者であるということ、今回の条件とさせてもらいました。A、Bランクにつきましては、今回のなぜA、Bランクかと申しますと、予定価格が7,000万円ほどでありまして、土木の格付けとしましてはAランクは1,500万円以上、Bランクは750万円以上8,000万円未満というランク付けを行っておりますので、7,000万円ということでAランクとBランク、Cランクにつきましてはもう3,000万円未満ということになりますので該当してきません。条件としましてはAランク、Bランク、土木工事のAランク、Bランクにランク付けをしております業者さんで、かつ本来必要である鳶土工コンクリート工事、特定建設業の許可業者であることということで、条件を付させていただいております。

それではですね、当然、その格付けというのは町内の業者さんだけを格付けしておりまして、

町外の業者さんは入っておりませんので、それに基づく条件ですので、当然、町内業者さんのA、Bに限られてくるということでもあります。それですね、その条件で選択しますと、業者につきましてはAランク業者、土木のAランク業者9社、それからBランク業者で5社の計14社がその条件に適する業者の数でございました。その中からですね、先ほど申し上げましたように、実際に申請をされましたのが、Aランク業者7社と、それからBランク業者が2社、計9社であったということでございます。その中で、先ほど繰り返しになりますが、1社につきましては最低制限価格を割った入札でしたので失格となりまして、8業者の中で最低価格業者でありました東和建设株式会社さんが落札したということでございます。

以上、説明をさせていただきました。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、私のほうからは今回の工事にあたりまして発生する資材の処分について、ご説明させていただきます。まず、建設工事にかかる廃棄物でございますけれども、これにつきましては建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律、一般的に言います建設リサイクル法というのがございます。その中でですね、事業主体もしくは請負者において建設副産物と申しますが、その発生の抑制に努める。また、この副産物の再生に努めるという、まずその規定がございます。その中で建設工事によって発生するものとしたしまして、先ほど申し上げましたように、建設副産物という住み分けがございます。それらにつきましてはいくつか分類がございまして、まず建設発生土、工事によって発生する土砂等でございます。その他また有価物でございます。それら以外のものは建設廃棄物という住み分けでございまして、その建設廃棄物の中には一般廃棄物もございまして、産業廃棄物になるものもございまして、また有害物質が含まれる特別管理廃棄物というような住み分けでございます。

まず、今回の工事に際しまして発生するものとしたしまして、大きくですね、コンクリート殻、コンクリート塊ですね。その他としたしまして木屑、それに木屑以外の不燃物という住み分けがございます。議員が先ほど質問された中でですね、木屑の処理もしくはその他の不燃物の処理はどうなっているかということでございますけれども、まずですね、木屑としたしましては可燃物ということで処理を行います。この数量としたしましては196t、これは主にですね、校舎棟のA、B、また体育館に関するものでございます。それとですね、不燃のものでございますけれども、これにつきましてはガラス屑、金属、それらに該当するもの

でございます、この数量が 130 t ほどございます。これらにつきましては、木屑につきましては県内の中間処理施設、これ当町から約80km圏内にございます木屑の中間処理施設に搬入する積算となっております。また、不燃のガラス、金属屑等につきましては、これも同じく当町から80km圏内の中間処理施設に搬入して処分をする設計となっております。木屑につきましては町内にも 2 箇所ほど中間処理施設がございますけれども、経済比較のうえでですね、80km圏内の中間処理施設の処理費、またそれらの運搬費含めまして、町内処理施設との比較をいたしまして、経済比較で80km圏内の施設に持ち込むという設計にはなってございますけれども、これはあくまでも指定ではなくですね、請負業者の選択によって、当然、町内の処理施設でも持ち込むことが可能という考え方でございます。それと不燃物につきましては、町内に中間処理施設がございませんので、そういうような積算となっております。以上です。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

樹木の撤去の 166箇所等につきましてでございますけれども、箇所数が間違っているのではないかという、ご質問だったと思います。この 166箇所の中には高木のもの、高さが15m以上のものとか、また中木、低木というものがございます。それで高木等につきましては本数で数えております。勘定して積算しております。また低木等の株植え等の小さいものにつきましては、まとめて箇所ということでカウントしております。それで今回表に示させていただきましたのは、まとめて箇所数という形であげさせてもらっておりますので、ご理解お願いしたいと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

どうも 3 課の課長、ありがとうございました。先ほどのちょっと質問が長すぎまして、ちょっと尻切れトンボになったんですが、財政の課長に対しましてはですね、資料の提出をお願いしたかったんでございまして、今からでもどうでしょう。議長、資料の提出をお願いしたいんですけども、土木の A、B ね、14社おられて、それで申込みが 7 社、それで A が 7 社、それで B が 2 社でしょう。A が 9 社あって B が 5 社、うちの 7 社と 2 社というので、業者名とですね、それと今、A、B の土木工事の業者のあれを説明してくれました。鳶土工の特定

の業者の説明もですね、ちょっとなかったように、それ追加でお願いします。本来、発注は
鳶土工でされるのが本来でなかろうかなと思いますけれども、なぜそうされなかったのかと
いう点とですね。その資料の提供をお願いしたいんですが、皆さん要りませんか。

川端龍雄議長

東議員、お答えいただけたらよろしいですか。

10番 東篤布議員

資料の提供をお願いします。それで今の質問はそういうことで。

川端龍雄議長

終了後でよろしいですか、資料配付。

10番 東篤布議員

今のほうが、ちょっとほかの皆さん、僕は大体わかっておるんですよ。でも建築土木に明
るくない議員さんもたくさんおられますので、出していただいたほうが、ちょっと誰か走っ
て行ってやってきてください。質問しておる間に。

川端龍雄議長

ちょっとお諮り、こちらのほうからお諮りします。出せるか出せないか。

10番 東篤布議員

なぜね、ほかの議員さんも聞いておってほしいんですけども、そのときの状況に応じて、
いわゆる執行部の判断でですね、発注基準を変えるということがあるわけなん。例えば、本
来であったらAだけでやらないかん。でもそのときの気分でAもBも入れました。

(「どっち議長、出すの出さんの」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

少々お待ちください。

尾上町長。

尾上壽一町長

資料のほう、今からコピーさせていただきますんで、少々お待ちください。

10番 東篤布議員

続けてやります。資料は出していただけるということなので、それはそれでいいんです。
それで次に、建設課長にですね、ちょっと一般の方が聞いておってもよくわからんと思うん
ですが、いわゆる工事を発注するにはね、単価というのが要るんですよ。解体でも、つくる
んでもそうなんですけども、例えばわかりやすく言いますと、コンクリートの単価ですね、

それがございます。1 m³いくらするのか、その単価を三重県では北から南まで単価バラバラなんです。いいですか、この過疎地、過疎と言われておるのは過疎単価というのがあるんですよ。これは国でもそうですけど、ただここでね、問題なのはですよ、県内の中間処理業者80km圏内をこうされた。三重県全体じゃないんですね。80kmというところはなぜ80kmか。80km行ったら、その業者がおるから80kmにしてある。何も80kmにせんでも町内の業者に発注しなさいよと僕はいつも言うておるわけです。発注した工事の処分を伴うものであれば、その処分も地元でやってくださいということなんです。何で80km先なのかということなんです。いいですか、課長よく存じておると思うけど、ほかの皆さん知らないんですけどね、特に津、松阪に行きますとコンクリート立米単価べら棒に違ってきておるんです。いいですか、1 m³ 5,000円ぐらい違うんですよ、極端な話。仮に担当課がそのような単価を基準として設計されたのであれば、誰が困ると思いますか。地元の業者が疲弊して泣くんですよ。だからそこなんです。そこのところを表で我々も積算基準のですね、単価表ほしいんです。

木材の処分に関して言うならばですね、恐ろしいほど単価が違うんです。リサイクル法に則って処分業者さん三重県内の業者さんやっておるんですが、リサイクルにもう1つリサイクルをかけるという方法もいろいろあるんです。それで工事の発注、単価が安ければ予算が少なくて済む。だから町が利益を生んだという考え方のもとに、こういつも発注されておるようですが、最近、当町の発注の仕方を見ていると、いわゆる発注価格が低ければ良いの、そのような考えでなかろうかと思うんです。

そこで皆さんに思い起こしてほしいのは、費用対効果という問題がいつも各どのような工事でも事業であっても問題になります。費用対効果。いわゆるこれだけの費用をかけて、行政はこれだけプラスになった。しかし、逆に言うならばですよ、地元の業者が設計業者が泣き、建築業者が泣き、建設業者が泣いて疲弊していつてですよ、何が起ってくるか。税金が減るんですよ。だからどこに着眼するか、どこを重点、重大と考えて工事を発注するかということなんです。だから、この積算基準を明確にしていきたいという質問で、課長こう答えられた。いわゆる木屑については、この処分については県内の、県内中間処理業者ですよ。県内の80kmというの。三重県北から南まで走ったら 300某かと思うんですけども、その点がね、僕は今後のいわゆるすべての工事発注の問題点になってくるんじゃないかと思えます。例えば中学校の建築でも木材でお願いしますよと、この発注基準がしっかりしておれば、地元のいわゆる木材業者さんがですね、仕事になるわけですね。だからなぜね、課長ね、県内の80kmに絞ったのかという根拠を教えてください。多分、僕はわかっておるのは80km行っ

たら、この地元より安い業者があったから、その単価をもってきてここに当てはめたんだと思う。そんなことじゃないんです。ガソリンでもね、津よりはこっちのほうが高いんです。当然なんです。運搬距離があるから。何でも安ければええというもんじゃないんです。

3点目に、その教育課長にお尋ねしますが、いわゆるこの166箇所というのをですね、例えばお示しになられると、この図面を見ておってもね、166箇所なんてね、わからんのですよ。やっぱりこれは本数で表記されたほうが良いのではなからうかと思えます。そのように細かい一本一本に、いわゆる目印を付けてやっていくなれば、木の種類もわかるし、前者議員も言われたように、その木の、いわゆるいわれというのも理解できてですね、発注の仕方でも変わってこようと思えます。先ほどの前者議員は何でしたっけ、ソテツですね、ソテツ。その横にはメタセコイアというのものもあるんでして、これほとんど卒業生の皆さんがですね、共同で植えていったものなんですね。私もこう植えた。植えさせていただいた。それでなおかつ池の鯉でも卒業生で放流した。そういう思い出があるんでして、もう少しその点はですね、感謝の気持ちをもって、卒業生一人ひとりの思いをもって、なおかつ紀北中学校がこの場に移設するときどのような問題があったか等を、基本ベースにさせていただかないとね、ただ、壊した、建てたの話じゃないと思うんです。教育の施設ですんでね。その点、もう一度教育課長にお尋ねしておきます。やはりこれは本数と改めたほうが良いんでなからうかと、例えば高木、中木、低木、もっと言うならば針葉樹が何本、落葉樹が何本等々ですね、アジサイの花がこう、名前まで出てくるのが本来でなからうかと思えます。そうするならば、なぜ自分が植えた木がですね、なくなってしまうのか、植え替えるには費用がかかり過ぎるんだな、メタセコイアにすれば大きくなり過ぎて、あれは根回しするには莫大な予算がかかるんだな。ソテツの木はですね、大きくは育ててはおるけれども、移植するには案外と簡単な植物であるので移植になったんだなど、こうなろうかと思えます。町長の答弁ございましたけれども、町長は簡単に撤去費で見積もり積算して、業者さんもそのように見積もりあげて、工事落札しておりますけれどもですよ。

町長は簡単に検討しますじゃなくて、移設しますとこうおっしゃいましたけども、ちょっとそれは工事を受けた業者さんの了解が要ることではないのかなと、こう思うんですが、その点、もう一度町長にですね、町長はそのようにお答えになったけど、業者と相談しつつですね、でき得るものは移設をしようと、そういうことでなかったかなと、こう思うんでして、その点をもう一度ご答弁いただきまして、1番目は総務課長に、財政課長には資料出していたで、それで建設の課長には、なぜ80kmなのかなみたいだね。だから三重県のいわゆる仕

様書に基づいてするならば、三重県の南部なのか中部なのか北勢なのか、もっと細かく分けるならば、その地域地域に単価というのがございます。尾鷲市なんかそうですね。決して80 kmであったり、三重県の単価を持ってきてません。尾鷲市の単価というのがあって、尾鷲市の単価で積算しておられました。当然、尾鷲市の単価を決めるにあたって、三重県全体の近隣の市町村の単価も踏まえたうえで、我が町の、我が市のですね、単価を持っておるわけですよ。その点のものの考え方を明確にしていかないと、これからの地元の業者を守り育てていく根本的なですね、目的が欠けてしまうんじゃないかなとも思うんです。以上で2回目の質問を終わります。

川端龍雄議長

ご答弁の前に資料提出。

ここで暫時休憩して、資料を提出してください。配付してください。

(午後 1時 51分)

(資 料 の 配 付)

川端龍雄議長

それでは会議を再開いたします。

(午後 1時 52分)

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

樹木の点につきましてはですね、先ほど申し上げましたように、学校、またはそれをよくご存じの方とお話し、それでお金もかかりますので、業者の方ともですね、お話ししながら、これから進めていきたいと思っておりますので、ご理解を願います。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、再度、木屑の処分についてご説明申し上げます。まず、木屑でございますけれども、今回の工事にあたりまして発生するものは産業廃棄物ということの住み分けになっております。つまり工事で発生するものでございますので、産業廃棄物という住み分けでございます。

それと、先ほど説明いたしました木屑の 196 t でございますけれども、確かに議員が言われますように、町内の今回の工事現場からですね、いくつかの処理施設、産業廃棄物の中間処理施設がございます。その中で先ほど申し上げましたように、町内には 2 箇所の処理施設がございます。それと今回の積算において想定している施設、これらにつきましては、当然、その施設までの運搬費、さらに処理費を加えたもので積算してございまして、町内の 2 箇所の処理施設の処理費及び運搬費と、その 80km 圏内の施設の処理費、運搬費を比較いたしますと、その町内から 80km 圏内の処理施設のほうが、経済比較をいたしまして、より安価で済むということでございまして、今回、積算上においてはこの処理施設を想定して積算を行っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、これは処理施設の指定ではなくですね、請負者の判断によりまして、当然、町内の処理施設へも持ち込んで処理することは可能でございます。ということで、我々といたしましては、積算上の経済比較によりまして、今回、このような積算となっております。以上でございます。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員おっしゃられます樹木等につきましては、撤去する表示をしたほうがいいんじゃないかということは、ごもっともだと思います。それで高木等につきましては本数でこう数えておるわけなんですけども、あと低木等のまとまってこうある部分につきましては、やはりこのような形で箇所数というようなことで表示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

すみません。それでは今、配付させていただきました資料の説明をさせていただきます。まずですね、土木工事業者審査基準一覧表と、これはホームページにも出させてもらっている資料なんですけど、この中で先ほど言いましたのが、土木の一番右側にランクがあると思うんですが、A、Bということです。まず、その土木の工事業者のA、Bの中で、この中で先ほど説明させてもらいましたように、鳶土工コンクリートの業法の特定を持たれている業者ということになるわけなんですけど、このAランクの業者さんすべて持たれております。9社です。そしてBランクの中で5社が、特定の建設業の資格を持たれておるといことなんですけど、区分をさせていただきますと、このBランクの中で三栄建設株式会社、ピアコーポレーション株式会社、有限会社奥田組、それから有限会社鈴木組、それから北村建設株式会社と、この5社であります。9社と5社、14社が一応対象となりまして、その中で、この入札結果のほうを見ていただきますと、この中で9社が応募してきたということでありまして、この中で2番目のピアコーポレーション、それから有限会社鈴木組がBランクで、あとはAランクの業者ということになります。以上であります。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ちょっと順序逆になりますけど、教育課長からですね、僕が先ほどお尋ねしたのは、誤解を招くから、今後ですね、今回のこの資料提出せえとは言いませんけれども、やはり本数にされたほうがよかろうかなと思います。なおかつ、高木、低木、中高木があるのであれば、その資料をあとでよろしいけど、出してくださいね。もちろんそれには木の種類も書いてあるかと思うので、それ今でなくて結構です。ただ、今後はそういうふうに表記されるのが、国、県に右に倣えするのであれば、適切でなかろうかと判断するものですから、これは要望としてお願いしておきます。あまりにもアバウト過ぎてですね、これじゃ明確な、いわゆる積算ができなかったんでなかろうかなと、業者さんが苦慮した点をですね、ちょっと考えますと、そう思いますですね。

それと、町長のお答え、そのとおりでして、どうか業者の方ともですね、受注された業者さんと相談したうえで、やはり僕は追加で予算が出るにしてもですね、私はこの伐ってしまうよりは移設するほうが金かかるのはもう明確なんでして、その点が予算が多少増えても、いわゆる町の財産を守れとおっしゃった議員さん、皆さんのですね、ご理解も得られるかと

思いますので、だから無理のないところで業者さんをお願いしていただきまして、やはり思い出のある、人様からいただいたものは大切に下さいよというのは、子どもに対してですね、どこの親御さんもとおられる教育方針かと思いますので、町自らが襟を正してですね、そのようなものを大切にするとという考え方を植えつけるためにも、そうしていただきたい。これは強く要望しておきます。

そして、財政課長にお尋ねしますけども、いわゆるAランク、Bランクというのはわかりました。この中に鳶土工があるんですよと、鳶土工にはA、B、Cというのがあるのかないのかという点とですね。鳶土工で発注するならば、やっぱり何千万円以上は、何千万円以下はみたいな基準があらうと思うんですが、その点もですね、明確にされる資料を出されたほうが良かったんでなかろうかと思います。なぜ鳶土工で発注せずに、一般土木のAもBも入れたのかなという考え方になってきますからね、通常であればですよ、ものをつくるという工事が一部でも入っておればこれでいいんですよ。入ってない。解体だけの工事になぜ一般土木が入ってくるのかなという懸念を持たれる恐れがあるので、今後のためにも指摘しておきます。だからその点も明確にされて、あとで資料で出していただきまして、今後の我々の議員活動の1つとしてですね、参考資料とさせていただきます、こう思います。

最後に、建設課長にお尋ねしますけれども、いわゆる経済的効果を考えると、こうおっしゃいました。いわゆる町長部局の考える経済効果というのはですね、先ほどの予算のときにも出てきました。いわゆる起債だけに、借金だけにこだわらずに住民の生活の向上、いわゆる住民の満足度というのが社会整備、トイレを綺麗にしていく、お年寄りの住んでおる老人ホームをこうしていく、古い町営住宅を建て替えていく、これは社会整備なんです。インフラ整備の1つでもあるんですが、それをやらずしてですよ、起債を減らすというのが、いわゆる町にとってメリットなんだという考え方、それは間違っておると指摘もしましたけれども、今回でもそういうことなんです。経済効果とおっしゃる。いいですか、この町内に2業者おるけれども、1業者しかないから入札にならないから他所の業者入れた。これならわかる。2業者がおる。それぞれ競争しながらこの地域で頑張っておられる。であるのに、経済的効果を考えると地元の単価を取り入れるよりは、80km先の業者の単価を取り入れたほうが経済的効果を考えてこうしました。こう簡単におっしゃいましたけれども、それによつてですよ、いや工事を受けた業者どこに持っていかうとそれは自由です。それは無理でしょう。いいですか、地元で1,000円かかる、他所へ行ったら500円でも300円でもいいんですけども、それで町が積算しておったら、そこに行くしかできんじゃないですか。スラッと

っしゃいまして皆さんね、簡単に考えますけど、そこが問題なんです。僕の言うておるのはそこなんですよ。町長部局の考えるところの経済的効果というのは、地元の業者が疲弊してなくなってっても、町のいわゆる財布の中身が軽くならんかったら良いというのが、経済効果なんですか。それがいわゆる費用対効果でいうならばですよ、将来、最も大事な基幹的な財源、税収というのを減らしていくことにはなりやしませんかと言うておる。業者をいじめておったらですよ。いじめるというちょっと言葉きつ過ぎますけれども、そういうふうにもなってしまうんですね。だからその点を、課長ね、今後、今すぐにとということじゃない、今後、もう一度ですね、いわゆる町の活性化、そういうことを考えたうえでですね、この発注基準の単価のですね、はめ込み方を考えていただきたい。

私は中央部と、いわゆる北勢でもそうですけれども山間部であったり、南のほうへ行ったらそうですけども、非常に単価の格差があるんですね。それはそれでやむを得ん。国でもそうじゃないですか、大きな市町もあれば小さな市町もある。だからこそ国が特別にですね、交付金をくださるんでしょう。そのような配慮がなぜですね、我が町ができないのかなということ言うておるわけです。再度答弁求めますけれども、今後の課題として検討していただきたい。その点だけをですね、担当課長にお答え願ひまして、そのあとで町長に、その私が今申し上げた物事の考え方をですね、ご理解していただけたならば担当部局を話をして、これからの発注基準の物事の考え方をですね、いわゆる是正していく考え方があるのか、ないのかだけお答え願ひまして、私の今回の質問とさせていただきます。

川端龍雄議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。鳶土工コンクリートの工事につきましては、先ほどもちょっとお話させていただいたとおりですね、町の格付けの7工種だけでして、鳶土工コンクリートにつきましては、稀な工事ということもありましてですね、格付けを発注標準の中で行っておりませんので、その資料というのは特にございません。ただ、そしてそれならばなぜ土木なのかということになるろうかと思うんですが、これまでもですね、そういう鳶土工コンクリート解体工事のときに、その格付けがございましたので、それに代わるものとして土木の工事のランクを当てはめたという経緯がございまして、今回もそれを当てはめて、なおかつですね、7,000万円の工事ということになりますんで、そのところは建設業の許可の中で、一般建設業の許可ではなく特定建設業の許可を持った業種という

条件にさせていただいたということでございます。以上であります。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。先ほど私の説明で少し言葉足らずのところがあったかと思います。先ほど議員はですね、経済効果というふうなことで言われましたけれども、経済効果ではなくですね、経済比較をいたしまして、どちらがより安価であるかということのうえにおいて、積算を行っております。それでですね、先ほど申し上げましたように、この処理施設につきましては指定ではございませんので、どこどこへ持ち込めというような指定ではございません。したがって、可能性といたしましては、町内施設の単価を採用いたしましてもですね、請負者によって、その適正に廃棄物として中間処理できる施設であればですね、請負者においてどこへ持っていったほうが、より安価であるという判断もできるわけでございますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前にですね、少し前議会でもいろいろとお話させていただいたようなこともございます。地域のことも踏まえたうえで、その適正な単価を出すようにということでございましたので、そういったご意見も踏まえましてですね、今後ですね、どういった単価がいいのかと、これは建設のほうできちっといろいろ勉強されると思いますので、今後、業者の方のご意見も聞きながらですね、そういったものに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

ほかに。

10番 東篤布議員

ちょっと議長、今の課長の答弁でね、ちょっと誤解を招く点があるので、ちょっと議長にお尋ねしますが、私は経済的效果を考えて単価を設定されたら、そのことはともかくとして、今後、いわゆる地元の単価を、いわゆる僻地といいたまいますか、田舎の単価を使ってくれるように、町長と相談してくれませんかとお願したん。今の課長の答弁ですと、いやいや私の単価設定は間違っていないんです。経済的效果とは言ってません。経済比較をしただけです。いわゆる経済比較をするということが、80km先の会社と地元の会社と比較すると

ということです、比較するということは、で、向こうが安いから向こうの単価を取り入れたの、それが何が悪いんですかとおっしゃっている。

そしてもう1つは、工事をとった業者がどこへ持っていってもそれは自由なんだから、僕はどこに処分をその業者が持っていくという話をしておるんじゃないんです。行政が単価設定するときにはですね、経済比較をするということが問題であるということなんです。経済比較をするということは、いわゆる経済効果。経済効果を考えないで経済比較という文言が出てこないということを申し上げておきます。私はそう思うんです。議長、どう思われますか、課長考え方ちょっとおかしい。いわゆる経済比較ということはそういうことですよ。経済効果と、そういうことを狙っての話やないですか。

川端龍雄議長

東篤布議員の動議にお答えしますが、今、課長が、課長の、行政の方針で申し述べたというふうに解釈しておりますので、課長、それでよろしいですか。その点をご理解ください。

ほかに、16番 平野倅規君。

16番 平野倅規議員

今、私もこれ質問を止めておこうと思ったんですけども、前議員の東君が言われたように、この安価な単価を選んだというふうに受けとったんですけども、やはり地元の業者を使うのが当然であって、町はお金を残すために、工事費を残すために安い値段を遠いところから選ぶと、そういうような考えは間違っていると私は思います。地元には業者がないならば仕方がないとしても、地元の業者はあります。なぜ地元業者の単価でこれをやらんだか、これはおかしい問題になっていくと思います。

今回のこの問題にしても、多分設計変更はしていただけたと思うんですけども、この設計者が前回いろいろ問題があった設計業者で設計された人でありますので、それは設計としてみないと、この金額で決まりであればそれ以上みませんよというのであれば、先ほど町長が言われたように、北村議員の質問に答えたようにも、それは撤去じゃなくて、またあとで、どっかへ植え替えると、そうなった場合、植え替え費用もまた重なってくるし、いろいろ諸問題が出てくる可能性があります。その点をやはり町側はそれを把握して、この設計価格が、7,000万円あって、業者に6,510万円差額ができてますわな。その差額をいかに使うか、いかにそれを処分するか、そのことについてもちょっと説明をお願いいたしたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんのですね、ご指摘で以前、特記仕様を変えさせていただきました。ですからですね、もし変更等がございましたら、業者と十分話し合ったうえでですね、変更がもし出るようであれば、変更のほうでまた議会のほうへですね、認めていただかないといけないと思っております。

川端龍雄議長

町長、安価の方向の問いは。

尾上壽一町長

今、建設課長が言いましたが、建設課といたしましては、建設課の今、基準でさせていただいておりますので、そういったものを先ほど申し上げましたように、地元の業者の方ですね、建設業界などの意見も今後ですね、聞きながら、そういうご意見があれば、改めるところは改めていきたいとは思いますが、今現時点ではこの設計金額 7,000万円で、7,003万 3,950円ですか、それが結局、落札率をもっと安く入札していただいたということになりますので、業者は業者で積算されたということですので、その辺につきましては業者の腹積もりというか、考えがあったのではないかと思っております。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

それでもう1点ね、ちょっと引かかる、ちょっと答弁で引かかることがあったんですけども、この指名問題なんですけども、土木、鳶土工コンクリートというのは、多分、全業者がこれ入っておるかと思えます。財政課長は当初の一番初めの答弁で、その鳶土工コンクリートの業者で、特定の免許を持っておる業者を指名したと、それで先ほど言われたAで9社で、Aは全部持っているのやな。Bは5社やった。それから参加したのはBは2社、あとは7社と、そういうふうな業者で、それで入札を挙行したと、それはわかるんですけども、なぜに土木、先ほど一番初めに説明した鳶土工コンクリートを業者であって、それで特定の業者を絞り込んだと、絞り込んだ根拠はどういうふうな根拠で絞り込んだのか、それは今の審査委員長は副町長あなたですわな。多分、この問題には指名の委員長で入ってみえたと思うんです。課長さんばっかちょっと質問するのあれですもんで、副町長にちょっと答弁をお願いいたしたいと思えます。

議長、座ったら二遍になってしまうんで、その発注を決めたときと、なぜに絞った根拠、それをはっきり答弁していただきたい。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

それでは、鳶土工の中の特定といった文言について、平野議員の言われている点について説明させてもらいます。鳶土工コンクリートの許可業者の中には、一般建設業の許可と特定建設業の許可というのをございまして、特定建設業の許可といたしますのが、3,000万円以上の下請け契約にする場合ということで、一定の規模以上ですね、工事を担うのには特定の建設業の許可を持っているほうがいいのではないかと、そういった考え方に基づきまして、業者を選定したということでございます。

川端龍雄議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

それはね、これはあくまでも規定の問題でさ、指名をするときは、そういうふうなことはな、もう特定は3,000万円以上の下請けをするときに必要なものであって、この業者がこの指名でもらってもし落札した場合、自分とこでその工事を全部元請けで自分とこでやった場合は、それには該当せんわけですわ。下請け出さへんのやで。そうですやろ。下請けを出した場合は特定は免許は必要です。それを委員長さんが初めからさな、この業者はこの工事をとったら下請けするであろうと、憶測でもってほかの鳶土工のコンクリの免許を持っておる業者を指名から外すということは、これはしてよいんか悪いんかはそれは副町長の考えによると思うんですけども、そういうことはあまりせんほうがよいと思うんですね。とった業者が判断することであって、元請けをこのような業者としても仕事ないときですもんで、指名を1つでもほしいと皆一生懸命努力してやっておるわけです。それを指名審査会で、これは3,000万円以上、これとったら下請けへ出すやろと、憶測の面でもってその業者を指名から外すと、入れてもしれとるんや、10何社や、これ。なぜにそういうことをしたのか、再度答弁をお願いしたい。

それから、何事においても資料を出す出さんにしても、今回のこのさっき出してきた資料にしても、これすぐわかることやで、これを可決せんことにはこの資料は出せませんと、なぜに執行部は隠そう隠そうとするのか。ホームページ見たらわかる。当たり前や。ホームペ

ージへ出すのは当然のことや。隠そう隠そうとして業者もわからん。出せというたら、要らん業者も指名、今回のこの工事に対する指名の関係ない業者のA、B、C、Dまで出してきて、不必要やないか。この人は怒るかわからんよ。中身見てわかるようにさ、これにはさ、人に知られてないようなの入ってます。総合点。総合点は毎年にする経審、経審によってこの点数が決まって、A、B、C、Dのランクが決まるわけ。それさえも見せて、出せというたもんで出して、要らんもん出してきて、ほかのこの指名、このもとの業者の人は満足かわからんけど、指名入ってない業者の人は怒るよ、これ。怒るさ、なんでこんなもん出すんやって、町で東篤布議員に言われたもんで出したんやって、篤布議員が悪者になるやん。出すんやったら関係のある部分だけ出して、ないところは切って出すのが思いやり。副町長覚えておかなあかんで、肝心なところで指名を外さんと、正式な指名せないかんよ。ええですか。

そういうことはさ、やっぱり皆がさ、私が言いたいのは、仕事皆ないと、皆1つでも、たとえ10万円でも20万円の仕事でも皆すがりたい気持ちでいっぱいなんです。それを指名審査会において、いろいろの配慮はこれ必要やと思うんですけども、やはり規定のこの基準におうたら、おうたその業者を10社であろうと20社であろうが指名入れよというのが、入れてチャンスを与えなさいというのが、私の言いたいことなんです。それが町長の言うておる目線に合うた政治やない。目線に合うてないやない。これ多分下請けへ出すやろで、指名から外したれ、業者数を絞れ、そういうことをしておったら、前議員が言うたみたいに、町は潰れていくよ。

他所の業者へ向いてさ、指名を与えて、公募して一緒やないか、来たのは三重県で。それを忘れておったらあかん。あんた副町長おらんだとき公募したんや、安い単価で。そのときに公募した三重県中の公募した業者が1社ですよ。1社で指名さしたやない。頼んでないやつ、その1社がきて、指名して落札させた。この問題はまだ設計変更したときに、またこの問題はやらせてもらうけども、できるだけ議会と町側は両輪としてやっていかなあかん。それをわかってますんやけど、できるだけそういうことのないように、お互いが気をつけてね、皆さん目線を持ってやっていただきたいと、そう願う気持ちで私言わせていただいたんですけど、その点、副町長ばかりあれなので、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとですね、議員の皆様にはご迷惑をおかけいたしております。議員のことを、今

おっしゃったことをですね、十分提言として受け止めてまいりたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

前者議員2人の中でね、言われた質問と重なるところがあると思うんですけど、ここにね、先ほど資料出していただいて、これ基準の一覧表、50万7,288円と完成工事高と書いてあるけど、これが先ほど3,000万円とか4,000万円とか言ってましたけど、これはどんなんですか。それでこちらはちゃんと6,200万円、6,400万円、要はこれは公文書として出しておるんですよ。これ単位書いてないということは、このまま受けとっていいんでしょう。いやいやこれ単位書いてなかったら、これどないしていくの、これ。公文書でしょう。北村先生あなたいつもこれで一番厳しい質問するときあなたこれやるんですよ。いうたからそこはというのじゃなくて、こういうところがね、町長、やっぱりあなたが確認せないかんのよ。

そして先ほど、これいきますけど、町長は今から勉強するどうのこうのと言われますけどね、町長。この単価を決めるときにね、この過程において町長、あなたは先ほどから担当課からいろいろもう説明こうやっているけど、80km先の業者と地元にある2業者との、そして80km先のほうが安いと言われて、あなた納得してそれOK出しておるんですか。根拠はどのような根拠の中でこれOK出しておるの。あなたも私、前から言っているように、昨日今日、あなた町長に就いたんで、もう1年になった。それまでは議員の16年で経験があると言いたいのはそこなんです。あなたは何もかも知り尽くした中で、紀北町の将来と行事をやろうと、自分の思っている紀北町の行事を夢に持ってやっっていこうと、紀北町民を幸せにするんだと、そういう町になろうと思って町長に立候補したわけでしょう。当然、これは大事な税金の大きなお金を動かすことなんです。私、一般質問のときもちょっと絡んでいったけど、水道事業者のこと一番あなた何も知らんと、事業計画なかったら水道事業者としての何も責任をね、とるべき業務に対してあなた何も知らんと言った。情けなかった本当に。ましてこれに関しても、なぜ担当課と打ち合わせするときに、80km先と、地元にある2業者がなぜこれ単価が違うんだと、そういうんだったら1つ例を出しましょうか。

これ今とっているこの東和建设が落札したと、ここは必ずもう自分とこで木屑の処理場持ってますよね。ただそのときに、なったときには、80kmの逆にですよ、80km先の業者じゃなくて、地元には2箇所木屑を処理する業者がいると、だから落札した人は地元のこの木屑の

処理場使ってくださいと、80km、今ね軽油は今いくらか知ってますか。以前のハイオクの値段ですよ。ガソリンの。80kmを往復 160kmですよ、これ。これほんならこの業者が逆に今言うた反対にとったら、この業者は自分とこで今度は木屑の処理場持ってる。80kmのものはまるっきりそんなら儲けになりますよ。なぜこれで80kmとなるの。そういうところからのあなた詰めしないの、この予算に対して。町民の大事な税金を使うことに対するいろんなね、波及効果が現れる、僕は事業そのものは反対しない。潰さんなんのだから。だけどそれに対してはいろいろな考え方、あなたの担当から聞いた、担当課からいろんな話を聞いてやったけどって、また勉強させてください、勉強しておる猶予なんてないよ、町長。違います。本当に、あんたもう優しくニヤーって笑っているけど真剣なんだよ、本当に私は。わかるでしょう。

だから、私もある行政の携わった長と話したことある。前にも僕は相賀小のときの追加工事のときの 9,000万円に対して、あんな馬鹿げたことはないと思う。そのときに言ったときは、私はいろんなその行政のトップとして、やはり大事な税金使うときには、必ず業者にはこれで落とした以上は必ず追加工事ありませんよと、ぐらい釘さしたというんですよ。あのときのあの 9,000万円の、相賀小の 9,000万円のあの 1 枚堀するのに 3,000万円とかの答弁ですよ、あなたもあのとき反対しなかったですか、あのときは。賛成したの、予算に。しました。そうか、したんやったらこれもなんやな。今度はそういう過ちを起こさんようにあんた気をつけてもらわんと困るんですよ。だから、今言うたように80km先にできる木屑の処理場と、町内にある業者と、80kmって、これ一般の町民聞いても、誰が聞いても、80km先と地元の使うのと、こっから80kmというと大体津、鈴鹿ぐらいまであるね、80km。四日市で 120、130km、名古屋で 150kmやからね。だからそれぐらい走らんなんのに、そこのが安いという根拠はあんたちゃんと担当課から聞いて確かめたんだと思うけど、それでこの積算したんだと思うけど、そこはどうですか、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、いろいろな観点からお話いただきました。ただですね、町といたしましては、今までの実績からしまして、そうした単価をつけさせていただいたということです。それとですね、まず最初の議員 4 期していたから何もかも知っておるやないかというようなお話でしたけど、私なかなか不勉強でしてですね、そういう専門的な中まではですね、15年でしたか、

入って勉強することができませんでした。今後もですね、いろいろと勉強はしていきたいと思えます。

それとですね、業者の方がどちらへ持っていかというのはですね、やっぱり業者の方が自分なりの積算をして入札されたわけです。ですから、町内に持っていかのか、80km先かこれ高くなっても100km先に持っていかのか、それは業者の方がね、積算したもんですから、その辺は少しご理解いただきたいと思えます。ですから、単価につきましてはですね、今、平野議員にもお答えしましたように、今後、建設業界とも話をするたびに、そういったもの見直しがあれば見直しはさせていただきたいと思えますが、その辺はですね、ご理解いただきたいと思えます。ここで7,000万円で積算いたしましても6,500万円、約で入札していただいております。それは業者の方がこの枠内で、この解体事業をできるということで入札していただいたものだと思っております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、私はその単価のあれを言ったけど、それじゃあ町長、僕のもうちょっと詳しく、だったら、この80kmというこの距離、往復160kmです。町長、これが業者が遠いところへ運ぼうが何しようが、その枠でやると、これは当たり前なんですよ。だけど説明は80km先のほうが安いというような単価を出しているところに、僕はおかしいんじゃないかということをお願いしたいのです。そういうことをしないで、逆に地元で2箇所あるこの処理場使ってくださいと、そんだったらその160kmのね、この分が浮いてくるじゃないですか。そんなんだったら、当然積算が安くなるんじゃないですか、そこを言いたいんですよ。処理代というものはそんなに変わらんとお思いますよ。それだけでも積算は安くなるんじゃないですか。違います。往復160km燃料代だけでもどんなあれになります、町長。

それと、あなた建設業界と今まで平野議員のあれにとられて、いろんなわからないところは建設業者と話し合いしておいたら、あなた建設業者と談合するようなこと言っておいたらあかんで。そうじゃないんやで、この基準何も決めるのは町、行政でしょう。それに従うようになって、いろんな入札の権限をするのは業者なんでしょう。どこが悪いかええかというのは、ある程度の幅広い、平野議員が言っておると思うんだけど、そこはあなた話するんじゃないくて、自分とこのきちんとした利益になり、業者もいと、いいようになるような行政をやるのが、あなた方が決めることなん。違う。建設業者と話して、今度はここ改良しよう

かどうかって、そんな問題じゃないと思うんだけど、どうですか。ただ、今の言われた80kmに対する、こういう業者は地元の自分ことに持っている。それでまた持ってない人でも指定だけ入れておけば、80kmというこの燃料代だけでもがいなもんですよ。人件費、その差額は当然下がるはずですよ。これを条件に入れてないんだったら、今言った6,500万円で下ろした人は80km先のところへ経費かけても、それは自分とこの中から出すもんだからしょうない。しかし、2業者あるということだったら、長島のこれを使うてくださいと、そういうような条件でしたら、積算必ず見積もりは安くなるんじゃないですか。そこどう思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員が奇しくもですね、おっしゃった。行政が決めるとおっしゃいました。その行政が決めたのがですね、その80km先の処理場へもし入れたら、これぐらいの金額ですよということで積算させていただいたわけなんです。ですから、建設業界の方とはですね、これまでも話し合ってます。ただそれがね、何をいくらにしろとか、これをいくらにしろということをお話し合って談合しておるわけじゃないです。建設業界は建設業界の言い分もあります。それで議員みえなかったですけど、やっぱり特記仕様の問題とか、いろいろの問題がございました。そういった中でですね、特記仕様も変えていくし、一般管理費ですか、現場監理費、そういった部分もですね、議会のほうからもご意見をいただいております。ですから、私の言うのはその建設業界の方の気持ちも議会の皆さんの意見も、今後取り入れながらですね、単価も決めていきたいという、もしそこで行政のほうであまりにも安いよ、高いよと、安いばかりじゃないですね、高いという部分もあればですね、是正しながら一つひとつの事業できちっと積算をしていきたい、それが行政が決めるということだと思います。

6番 入江康仁議員

80kmの積算根拠の、安いかどうかというのは。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましてはですね、建設課長から答弁いたさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、積算上の根拠でございますけれども、いろいろ施設にはですね、その処理施設の能力と申しましょうか、そういうものがございます。当然、施設の規模、処理能力等につきましても、処理費がいくらかということで、当然、処理設備の大きなもの、処理能力の大きいものはですね、処理単価が安くなると思います。

それと、今回の建設リサイクル法の関係ですね、再資源化するということでございますので、施設によってはですね、その処理したものをいかに処分するか、また有価物として売却するかというようなこともございまして、それぞれその施設の処理方法、処理した施設の資材のですね、売却方法、また売却先等によってですね、当然、単価が違ってくるというものでございます。そういうことでですね、当然、町内の施設につきましても、それぞれの施設で処理の単価を設定されてございます。もちろん今回積算に計上しております。施設についても見積もりをとってですね、1t当たりいくらかというような見積もりをとって積算してございます。

確かに議員が言われますようにですね、80kmと町内の施設への運搬費は当然違うではないかということでございますが、それは当然でございまして、おおむね2.5倍から3倍ほどの運搬費が違ってきている。それらをトータルしてですね、80km以内の処理施設を想定してございますけれども、我々といたしまして積算上においてそれが安価である。工事費を積算するうえで、より経済的であるという判断のうえで積算を行っているというものでございます。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

建設課長が答えたんで、あんまり僕もね、そこまでちょっと追及することは、町長答えてくれたらよかったんやけども、もう担当の判断では、課長さん答えると私もね、ちょっと追及しにくいところがございまして、それでもう1つね、その中で今回のこのようないろんな意見出たけど、町長、要は私は以前議員やっておるときから、地場にある業者を育成する立場も行政にあると、だから何でも今、県だ国だ、国や県がやっておるかというて、インターネットで何だかんだと入札さすんじゃなくて、やはり地元の業者を最優先にね、やはりできるような私はシステムをつくってやってほしい。それで私はね、やっぱり地元の業者がある一定の期間、やはりその中で力をつけさせて、外からくる大手に対しても中堅業者に対しても

対抗できるようになってから、オープンにしたらいと思うんですよ。やはりこの地元業者の育成と、その育てるという中から、町長、この入札の方法等いろんな指名を入れる条件等いろいろあると思います。そこを十分加味して、とにかく紀北町の業者が成り立つよう、先、やっていくようなシステムをつくってほしいと思いますんで、そこだけちょっと。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回ですね、解体工事でもですね、地元の方にやっていただきたいという思いから、分割して発注しました。これを解体も建設もというと、大手のゼネコンがとっていくと困るということで、わざわざ分割して1年ずらしてでもですね、子どもたちのためもありますけど、そういったことでやらせていただいて、入札も地元だけということで、地元最優先という形でさせていただきます。

それとですね、近々なんですけど、ホームページのほうへは地元で資材をできるだけしてください。それから下請けもできるだけ地元を使ってくださいということですね、建設課のほう、入札か、財政のほうのですね、その入札の中でお願いという形ですがやっておりますので、そういう配慮はさせていただいております。ご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

先ほどですね、財政課長に資料の提出をお願いいたしましたけれども、ちょっとあまりにも丁寧ですね、課長気を使っていただきまして出していただきました。これちょっと一読させていただいたんですけど、ちょっと外に出すにはですね、ちょっとまずかろうという点がございますので、出せといった私からですね、申し上げるのが筋かと思ひまして、これを議会が終わったら引き上げていただきたいんです。どうでしょうか、議長。そこは議長の判断でお任せしますが。

川端龍雄議長

議事進行ですので、お答えします。議会が終わるまで、今、撤収のほうで、終わったあと

では私権限ありませんので、今のほうで回収するなら、はい。

今、東篤布君より、この土木の事業者の審査一覧表ですか、これ回収、撤収するという議事進行が出ました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

それでは諮らさせていただきます。

ただいま東篤布君から、この土木工事事業者審査基準一覧表を回収することに賛成の方、挙手をお願いします。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

川端龍雄議長

それでは、ここで少し暫時休憩して、これを回収させていただきます。

(午後 2時 40分)

(資 料 の 回 収)

川端龍雄議長

それでは再開いたします。

(午後 2時 41分)

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

前者議員が随分やったあとで、もうあまり言わないと思ったんですけども、私も紀北中学校の卒業生として一言言わせていただかんといかんのかなと思うんで、今回、これ解体工事の請負契約ですから、50年の歴史がある中学校がね、こんなに一番下の植栽が全部切り捨てられる。多分、その中で教育長も教育委員長もね、教師をなされた経験がありますからね、それぞれの学校にはそれぞれの歴史があると思いますしね。

もう1つ、この中で多分ご存じだと思いますけど、タイムカプセルというの随分流行った時期もありましたよね。そういうようなところまでね、気を使って皆やっているのか。なおさら、これ50年の歴史、紀北中学校簡単にね、歴史もわからずに取り潰してしまうのか。先ほど前者議員の大先輩の議員が言われるようにね、木一本にもやっぱりそれぞれの思い出が皆あるわけですよ。それを十分大事にしないとね、それで何でもなしに、簡単に切り捨てるから、解体する。そういうだけではなかなかこの予算認めがたいんじゃないかなと思いますよね。

もう1つ、タイムカプセルとかの問題はちゃんと調査されてやっていますかどうか。それと先生、教育委員長にしてもね、そのようなことを経験されたのかどうかを伺います。

川端龍雄議長

大和教育委員長。

大和秀昭教育委員長

失礼いたします。記念樹等につきましては、特に慎重な対応がいるのではないかと、私自身も現場におったときから思っております。私自身も小学校で植えた木はいまだに覚えておりますので、その木はいつまでもやっぱり大事にしてほしいという思いが強い。そういう意味ではこの紀北中の解体にあたっては、慎重な対応をしていきたいというように考えております。166箇所というのにつきましてはですね、紀北中学校のすべての木ということではありませんので、必要なものについては残していくということでの準備をしているところです。

なお、タイムカプセルにつきましては、私のほうで十分理解をしておりますが、非常に卒業生にとってはですね、大事な財産だというふうに思いますので、学校現場とですね、十分な打ち合わせして進めていきたいというふうには思っています。以上です。

川端龍雄議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

今の答えですとね、もうすでに契約するんですよ。どうぞという話になるわけでしょう。

その辺は事前にももう少し調査をしっかりとしないかね、今回、どうですか、やっぱり認めにくいんじゃないですか。何にも歴史わからず取り壊してしまうだけの予算、認めてくださいよ。契約を認めてくださいよ。予算認めてますけどもね。当然、そういう配慮がないのにな、やっぱり困りますわ、執行部の皆さんもね。我々やっぱり特に、これ私の親父がこういうことは言いたくないですけど、思い出のある地なんですよ。それで私は今回繰り返したくないですけども、本当の教育の適地というのはどこなのかということで、随分、町長とも対立はしました。ですから、私はすでにここが時期は済んでいるとは思ってますよ、あその場所としては。それを認めていこうとするわけですからね。それはそれなりにしっかりとしたことを調べていただいて、取り壊しにかかっていたかんと、調査もないのに契約しろというのは、ちょっと乱暴ではございませんか。いかがでしょうかね。

それで、これ地元等からの話もありますけども、もう1つ言うと、この前からいろいろ価格の問題でもね、問題がございましたね。なおかつ、そういう中で一般の、町のね、これ設計された方、不適切だとは思いませんけども、いろいろ指摘受けたじゃないですか。そういうことがね、全く反映されずに、このような職員の方の設計の価格で出てきた。ですから、少なくともね、どっかでやっぱり外注でもやっぱりしっかりした積算根拠のあるものとね、比較をしながら出すんらいいんですけども、それをやったかどうかということも、また伺いたいと思います。いかがですか。だからそうやないと、今回すぐに、今回契約しろという話、これ認めろという話はちょっとね、日はずらしていただくようになるんじゃないかなと思いますけども、いかがですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

清剛議員、おっしゃるのはよくわかります。今、北村議員等にもですね、お答えさせていただきましたように、これからですね、直ちに調べさせていただいて、そういうところの配慮をしていきたいと思います。そういうことで落札、今までの入札等の問題につきましてもですね、今回も配慮させていただいて、入札率からしてもそんなに率としておかしな率ではないのではないかと考えております。いろいろな意味でですね、特にこの記念品とかですね、記念樹につきましても、直ちに調査をいたしまして、この工事にかかるときにですね、そういうものが無作為に壊されることのないように努めてまいりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

川端龍雄議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

言葉返すようですけども、契約すれば業者というのはすぐに着工できるんじゃないですか。いかがですか。だからその辺待ってくれよとなると、工期の変更とかね、いろいろないんですか。その辺はいかがですか。

それでもう1つね、今後考えていただきたいのは、金額ありきでの話ですよ。ですから、今度、紀北中学校改築されますけども、当然、木造を我々はお願ひしています。そういう中でね、この地域というのはそれこそ尾鷲ヒノキというね、これ優良材使うわけですよ。優良材と一般材との金額の相違というのは随分あるわけですよ。ですから、この前ちょっとびっくりしたのが、12億円の中には11億円での木造もあるし、木造の複合との設計を業者に設計された。その辺がね、いかに地元の優良材の価格を本当に把握して設計価格に入れたかどうか。

川端龍雄議長

この案件のほうへ、解体のほうで。

11番 東清剛議員

そういうことでございますし、当然、今後、地元のやっぱり産業のためにもね、いかにどのように使っていくかということ、いかがでございますか。お伺ひいたします。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

金額ありきということで、設計金額がですね、こちらの積算に基づいて提出されるわけです。それに基づいて入札をされますので、その部分につきましてはですね、適正な入札が行われたのではないかと私は思っております。

それと今のはですね、工事に入るまでに十分確保して、業者の方と相談しながらですね、できるものだと思っておりますので、そのところは議員の皆様にもご理解いただきまして、そして学校関係者、また先ほどの議員のように詳しい方もございますので、直ちにですね、そこら辺を十分マーキングしながらですね、どの木を残し、どの木を伐採、撤去するのかわかることをですね、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかご可決のほどをよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布、紀北中学校校舎運動場等ですね、工事請負契約の締結につきまして、賛成討論をさせていただきます。

2点ほど強く町長部局にお願いしたうえでの賛成討論となります。くどいようでございますけれども、やはり地元の企業の育成ですね。守り育てていくという観点を考えていただきまして、以前にも引本小学校のですね、入札問題。それでなおかつ、今度の新たに建てただけとなった紀北中学校のですね、構造。いわゆる木造でというお願いしておいた。議会全員のお願いがですね、木造でございましたけれども、やはり価格が安いのでということで、いわゆるコンクリートの木造との複合となりました。複合といっても私が申したのは、予算的に半々であれば複合と言いますけれども、これは事実上のRCであって、簀の子を張ったような壁だけでは複合とは言えないんじゃないでしょうかと、こう意見を申し上げさせていただきました。いわゆる今後はですね、やっぱり地元の産業の育成、そして地元の企業を守り育てていくという観点から考えますとですね、その点を十分に町長部局に考慮していただく、この点を強く要望いたしまして。

もう1点はですね、やはり我が議会には文化財に非常にね、厳しい先生がおられます。私は文化財という観点から申しますと、さほどですね、文化に明るいほうではございませんけれども、やはり町の子どもたちの一人ひとりの思い出という点から考えてもですね、やはりもう少し子どもたちの夢を壊すことのないようにですね、我々大人がやっていく事業の中でですね、夢を壊すことのないようにやっていただきたい。多分、この予算は通ると思います

けれどもですね、時間もないことをごさいますので、早急に落札された業者さんと相談されたうえでですね、今、前者議員さん皆さんがおっしゃった意見を取り入れていただけますように強く要望しておきます。それにつきまして多少のですね、予算の追加があってもですね、この入札差金をごさいますので、十分その枠内で収まっていくんじゃないかなろうかとか考えますので、強くお願いして私の賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

川端龍雄議長

ほかに、賛成討論をされる方はごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、東貴雄君の除斥を解きます。

(2番 東 貴雄議員 入場)

川端龍雄議長

東貴雄君には、えらい午前中から除斥どうも申し訳ありませんでした。

追加日程第2

川端龍雄議長

次に、追加日程第2 意見書案第7号「近畿自動車道紀勢線の4車線化」を求める意見書を議題といたします。

まず、提案者から提案の趣旨説明を求めます。

東清剛君。

11番 東清剛議員

長時間ご苦勞ですけども、もう1件だけよろしく願ひいたします。

意見書案第7号

平成22年12月22日

紀北町議会議長 川端龍雄 様

提案者 紀北町議会議員 東 清剛

賛成者 同上 北村博司

同上 平野隆久

同上 松永征也

同上 樋口康生

同上 東 貴雄

「近畿自動車道紀勢線の4車線化」を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「近畿自動車道紀勢線の4車線化」を求める意見書(案)

本町議会はもとよりのこと、地域が挙げて念願しております近畿自動車道紀勢線の整備につきましても、既に紀勢多気インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジまで開通し、地域の利便性を高め、人と物資の交流を増大させて地域の活性化に大きな役割を果たしています。さらに平成25年中には熊野尾鷲道路を含めた東紀州地域の高速道路網が熊野市大泊インターチェンジまで延伸される予定と聞き及んでいますが、開通の暁には、観光交流の飛躍的な発展のみならず、『命の道』として医療の緊急搬送や災害時の救援物資輸送にかけがえのない基幹道路となることはいふまでもないことであり、感謝にたえません。

しかしながら、本路線は起点の勢和多気インターチェンジから現在供用中の紀勢大内山インターチェンジまではもちろん、現在、整備中の尾鷲北インターチェンジまで、さらには熊野尾鷲道路を含めて全区間が、一部を省いて大部分が暫定2車線の対面通行として完成、あるいは計画・建設中であります。本路線が延伸するに従いまして、観光シーズンや休日を中心に交通量が激増し、本年6月から実施されております高速道路一部無料化の社会実験も加わって、これまでになく大型車両や高速道路通行に不慣れな車両が目立つようになりました。

地域全体としまして、対面通行による重大事故の発生を懸念いたしておりましたが、それ

が現実のものとなりました。11月29日、多気郡大台町地内の三瀬トンネル坑内におきまして、大型トラックが対向車線にはみ出し、乗用車と衝突して炎上し、車3台が絡んで死者3人、重軽傷者3人を出す悲惨な事故となりました。不幸にも犠牲となった乗用車の3人は本町民であり、地域全体に大きな衝撃を与えました。日常的に本路線を利用しています地域の人々にとりましては、他人事ではなく、明日は我が身かもしれないと痛切な思いをいたしたところです。地域が『命の道』として待望しておりました本路線が、尊い人命を失う道になってはならないと考えます。

このような悲劇を二度と繰り返さないために、抜本的な再発防止策として、一日も早い近畿自動車道紀勢線の4車線化が必要と考えます。

国会および国におかれましては、近畿自動車道紀勢線ならびに熊野尾鷲道路の4車線化の必要性と重要性を深く認識され、今後の経済情勢を見極めたうえで、その実現に取り組まれるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月22日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 川端龍雄

(提出先)

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 西岡 武夫 様

内閣総理大臣 菅 直人 様

総務大臣 片山 善博 様

財務大臣 野田 佳彦 様

国土交通大臣 馬淵 澄夫 様

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、趣旨説明を終わります。

ただいまの説明に対して、質疑をされる方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

質疑をいたします。この意見書案の中にですね、中段ほどに高速道路一部無料化の社会実験も加わって、これまで6月から実施されておりますね。高速道路の一部無料化社会実験も

加わって、これまでになく大型車両や高速道路通行に不慣れな車両が目立つようになりましてと記述されておりますが、これ総体的にはね、やっぱり2車線が問題だということはわかるんですが、この無料化がどうなるかももちろんわかりませんが、3月からの無料化は。高速道路通行に不慣れな車両というのは、どういう意味なのかなということで、ちょっと提案者にお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

提案説明者 東清剛君。

11番 東清剛議員

中津畑議員の質問にお答えいたします。全く不慣れでして、特定したことを私は言うわけじゃないですけど、それこそあれじゃないですか、これ字のとおりじゃないかと思ひますんで、いかがですか、ご理解ください。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

全く字のとおりだと、不慣れな車両が目立つということになるんですが、確かに若い人たちは高速道路もどんどん走っておりますし、ただ、高齢者の方については高速道路をあまり走ってない方もおられると思ひます。しかし、事故の3名の亡くなった方については、これだけに特定するものでは決してありませんけれども、かなり高齢者の方だったということも、そういう点では何の関係もないわけでしょうが、この不慣れな車両というのはどういうことなのかなと私考えたときに、今まで私自身も聞いているのは女性の方も、あの2車線は非常にこう吸い込まれていくようで、結構高速で走っていると、この2車線では先がもうずっと細くなっているんで、運転しにくいという話は聞いておりますが、そういう意味も含めてこの不慣れな車両ということになっておるのでしょうかね。字のごとくとおっしゃいましたが、そこら辺は不慣れな車両というのは本当に高齢者だけではないし、女性の方でも若い人でも走ったことのない人はもちろん不慣れな車両には違ひないと思ひますが、そういう認識でよろしいんでしょうか。

川端龍雄議長

提案説明者 東清剛君。

11番 東清剛議員

全くそのとおりでしてね、ただ不慣れじゃない人にはいいんでしょうけども、当然、今回、

私はもうこれ私の考えでこうしたもんですからね、当然、今回の事故はやはり不慣れとは限らずにね、やっぱりこの対面通行が危険だということに対しての意見書でありましてね、もうできるだけ経済情勢を見極めて、当然、4車線にしてくださいよという意見書なものですから、その趣旨をご理解ください。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

賛成討論をさせていただきます。先ほど質疑の中にもありましたけれども、私はあの事故現場を通行ができるようになってから通りましたけれども、実に悲惨な状態であります。トンネルの上部が真っ黒こげになっておりまして、その後、中日本高速が行った緊急対策というのは、皆さんも通られたと思いますけれども、センターライン部分のラバーポールに反射材という、こう白いテープが巻いてありますけれども、あれが何本かおきに3枚巻いてあったのが、5枚に増やしたというのと、センターライン部分に点線のレーンが両側に引かれたということで、ラバーポールだけというのは変わってないわけです。これで国交省の関係にも聞きましたけれども、今後ですね、紀伊長島インターから尾鷲北インターまでは、国交省の新直轄。それから南から大泊までは、これはあそこは特殊な路線でして、国道42号のバイパスです。で、自動車専用道路ということになっております。

ですから、性格的には違うわけです、国の制度の中では。一括してこういう今回、意見書が出されておりますけれども、中の仕組みは同じです。追い越し路線以外の通行レーンはすべて対面暫定2車線です。で、国交省のほうにこの事故を受けて、今後、構造、設計を変えるのかどうかということを知りたいけれども、実は道路幅がないと、現在。センターライ

ン部分に例えば分離帯であるとか、ガードレールとかを設置するだけの路幅がないんですと、設計上不可能だというお話で、今回の中日本高速ネクスコがやった緊急対策だけしか、それはやりますと、ネクスコにあわせてやりますが、それ以上は構造的に無理なんですというお話でした。それではやっぱり4車線化を早急にやっていただかないと、今後も多分、事故が増発する。事故あってはならないけれども道路管理者側からいうと避けられないということです。

それでは私どもこの地域に住む人間は、私も月に何回も通りますし、皆さんも町民の皆さんもたくさん通られるのに、不安全なままで供用開始されるというのは、大変、そこまではありがたいんですが、国としても多額の直轄でやっていただいているのに、やっぱり安全な、命の道ですから、安全につくっていただきたいという今回の意見書は、まさに時宜に適したものだ、私は思います。すでに大紀町議会は数日前に意見書を議決、全会一致で議決しております。犠牲者を出した私どもの町としては、本当は真っ先に議決すべきことであつたのではないかと思います。この今回の犠牲者の中の方は皆さんご承知かと思いますが、大変、素晴らしい方ばかりでした。お一人は山野草とかエビネとかの責任者をしておられて、一生懸命に、皆さんの、それで奥様はまた長島高校の第一期の卒業生、唯一の女性ですね。で、もうお一方のほうも地域のお世話大変一生懸命やっておられて、皆さん元気な方でした。それが何の責任もない、何の落ち度もないのに、突然、命を失う羽目になったというのは、これは道路構造の問題です。まだ原因そのものは特定されておられませんけれども、何か金属を踏んだとか、それでパンクしたとかという話があるだけで、特定されておられませんけれども、二度とこういう事故を起こしてはならない。犠牲者を生んではならないということで、この意見書に全面的に賛成いたします。

以上で、賛成討論終わります。

川端龍雄議長

ほかに、賛成討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決をいたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第3

川端龍雄議長

次に、追加日程第3 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務財政常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から、別紙のとおり平成23年11月30日までを期限とし、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんお疲れのところ、お時間いただいて申し訳ございません。

12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月10日に開会されました本定例会は、11月7日に執行されました紀北町議会議員選挙以降、初めての定例会でありましたが、議員の皆様におかれましては始終ご熱心なご審議により、本日、追加上程いたしました議案も含めた全議案につきまして、原案のとおりご決賜り、誠にありがとうございました。

新しく選出されました議員の皆様が、紀北町の発展に向け、常に真剣に考え、そして町民の皆様立場になって、真摯に取り組まれている姿に感銘し、自らも身を引き締める思いであり、皆様の類まれなる見識は、今後町政を行っていくうえにおいて、大変心強く思うところでございます。

本定例中に議員各位から賜りました貴重なご意見、ご要望等を十分に尊重させていただき、これまで以上に職員ともども一丸となって、町政の推進に努力してまいり所存でございますので、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。新年を間近に控え、私にとりましては町長に就任して初めて臨んだ1年目だったわけですが、国民すべての皆様から回復が期待されてきた景気は依然として低迷し、民主党政権の支持率の低迷、低下と、国の動向は予断を許さない状況のもと、すべては住民目線でをモットーに、住民の皆様と直接触れ合ったりお話をすることで、その思いを理解しながら、行政のあるべき姿を求めてまいりました。紀北町が抱える多くの重要課題を再認識し、慣習にとらわれず、変えるところは変えるという姿勢で、厳しい財政状況の中で自分なりに優先順位をつけながら、必死に町政に取り組んでまいりましたが、今、思い返しますと、長いようで短い1年でございました。

いよいよ本年もあとわずかを残すのみとなりましたが、町民並びに議員の皆様におかれましては、時節柄、お体にお気をつけていただき、良いお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。平成22年12月議会定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川端龍雄議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。平成22年12月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月10日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をい

ただき、無事閉会できましたことを心からお喜び申し上げます。御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、世情はデフレ現象、円高等々にやや政局不安が重なり、経済、雇用、財政等々が予想以上に悪化しております。県の動向も含め、来年度予算もなかなか厳しいものと伺っているところでございます。ただ、これは紀北町だけではなく、全国自治体の市町の悩みであり、この苦境を何とかして打破しようと努力しているところであります。行政ばかりに頼る時代ではないとはいえ、町民の目線で町民のサービスをできる限り落とさないような努力が今、必要とされているところでございます。今こそ町民、行政、議会が一体となることが求められております。議会もより身近な議会として対応してまいりたいと思っておりますし、さらに議会改革に力を入れてまいる所存でございます。

職員の皆様には、新年度の予算編成をはじめ、年末年始の大変お忙しい日が続くと思いますが、輝かしい紀北町の明日に向け、何とぞよろしく願いいたします。これからも寒さ厳しくなる折り、インフルエンザの流行も気になるところでございます。町民の皆様、町長はじめ、職員の皆様、議員各位におかれましては健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念して、閉会の挨拶といたします。この1年間、本当にありがとうございました。

これもちまして、平成22年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さんどうもご苦労さんでした。

(午後 3時 18分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成23年3月3日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 東 清剛